

第2部 障がい者支援計画

第1章 共に支えあって暮らすために

2 施策の方向性

(1) 啓発・広報の推進

ア. 啓発の充実

障がいのある人等が快適で安全に生活できるまちづくりをめざした「ひとにやさしいまちづくり」の取り組みが効果的に発展していくよう、民間事業者の認識と理解を高めるとともに、市民意識の高揚を図っていくための啓発を強化します。

「障がい者週間」（12月3日～9日）を中心とした啓発活動においても、広く市民、ボランティア、当事者の参加を求め、関係者が協力し、より効果的な啓発となるよう内容の充実に努めます。

店舗への入店拒否や住宅を借りる際の入居拒否、就労における差別等、様々な分野において障がいを理由とした差別が残っています。そうした差別が発生しないよう、関係部局が連携して事業者に対する啓発等の対応を進めていきます。

「障害者差別解消法」に基づき、国の基本方針に即した本市の職員対応要領の策定に向けて、検討を進めていきます。また、障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止または解決を図るための体制整備の検討や、差別の解消を図るための市民啓発について、関係機関と連携しながら取り組みを進めていきます。

精神障がいのある人に対する誤解や偏見の解消のため、各種広報媒体の利用や当事者参画など多彩な啓発活動に取り組みます。

広く市民に難病に対する理解を求めるとともに、大阪市主催のイベント等の機会をとらえて周知ピラを配布・設置するなど啓発に努めます。また、大阪府が実施主体である難病相談支援センター事業についても、さまざまな機会をとらえて周知に努めます。

HIV感染者、エイズ患者及びハンセン病回復者等感染症に対する偏見や差別を解消するために、ホームページやパンフレット等の作成等により、市民への正しい知識の普及・啓発に努めます。

発達障がいに対する正しい理解の促進を図るため、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）を中心に関係機関・団体と連携し、一層の啓発に努めます。また、発達障がい者支援センターについても、啓発講座の開催など、さまざまな機会をとらえて発達障がいについての情報提供や理解促進に努めます。

障がいのある人の地域での生活を支援する「障がいのある方のための各種マーク」について、ホームページやパンフレット等を用いて一層の普及を図ります。

啓発事業の推進にあたっては、大阪市・区人権啓発推進協議会をはじめとする市民団体や市民と協働して、取り組みを進めます。

補助犬の受け入れについて、ポスター、パンフレット、ステッカー等を活用し、関係機関と連携をとりながら、普及啓発に努めます。

障がい者スポーツや文化活動の振興を通じて、障がいや障がいのある人への理解を深めるよう取り組みを進めます。

| No | 事業                        | 事業内容  | 平成27年度の実施状況                             | 平成28年度の実施状況                             |
|----|---------------------------|---|---|---|
| ①  | 冊子・リーフレットの作成・配布           | うつ病に寄り添うあなたのために   | (在庫対応)                                  | (在庫対応)                                  |
|    |                           | これって、「摂食障がい」なの？<br>～摂食障がいについて、知りましょう～   | (在庫対応)                                  | (在庫対応)                                  |
|    |                           | 「ひきこもりかな？」と思ったら<br>～家族のためのパンフレット～   | (在庫対応)                                  | (在庫対応)                                  |
|    |                           | 「難病 診断をうけた方へ」   | 2,500部                                  | 2,500部                                  |
| ②  | 大阪市民権だより・市政だより等への啓発記事の掲載  | 大阪市民権だより  | 1回                                      | 1回                                      |
| ③  | 大阪市企業人権推進協議会「労務問題関連研修会」   | 企業の人事担当者等を対象に講演会を開催   | 2回開催<br>参加者延 1,060名                     | 2回開催<br>参加者延 713名                       |
| ④  | 精神保健市民講座                  | 精神保健施策を円滑に推進するため、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行う。                                     | 123回                                    | 115回                                    |
| ⑤  | こころの健康講座（思春期・薬物講座含む）      | こころの健康に関する正しい知識を普及するとともに、こころの健康の保持・増進を図る。                                     | 開催回数 16回<br>参加者 1220人                   | 開催回数 16回<br>参加者 1209人                   |
| ⑥  | 基幹相談支援センターの啓発事業           | 基幹相談支援センターが、障がい者理解に向けた啓発活動を行う。  | 1回開催<br>(8月29日 参加者51名)                  | 1回開催<br>(6月16日 参加者15名)                  |
| ⑦  | 心の輪を広げる体験作文・啓発ポスターの募集及び表彰 | 市庁舎玄関ホールで実施<br>障がい者週間中、入選作品を市庁舎玄関ホールで展示                                       | 応募数：作文139編<br>ポスター 85点<br><br>表彰式 12月5日 | 応募数：作文119編<br>ポスター 77点<br><br>表彰式 12月3日 |
| ⑧  | ふれあいキャンペーンの実施             | 啓発物「大阪ふれあいおりがみ」の配付  | 府内の小学3年生<br>全員に配布                       | 府内の小学3年生<br>全員に配布                       |
| ⑨  | リハビリテーションセンター市民啓発事業       | 多くの市民が集まる区主催のイベント等に参加し、障がいのある方の自立と社会参加を促進する。また、毎年、市民啓発事業として公開講座を実施し、福祉の向上を図る。 | 2015年12月5日開催<br>参加者77名                  | 2016年12月3日開催<br>参加者83名                  |
| ⑩  | 車いす体験講習会の実施               | 市内の小中学校等で実施   | 159件 334クラス<br>10,783人                  | 173件 351クラス<br>11,042人                  |

| イ. 広報の充実   |                              |   |                                 |                                 |
|--|------------------------------|---|---------------------------------|---------------------------------|
| テレビ・ラジオや広報紙等のマスメディアを活用するなど、多様な機会の創出を図り、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行います。 |                              |   |                                 |                                 |
| さまざまな機会をとらえ、パンフレット等の作成やホームページの活用により、障がいのある人が関係する事業についての紹介を積極的に行います。      |                              |   |                                 |                                 |
| No   | 事業                           | 事業内容  | 平成27年度の実施状況                     | 平成28年度の実施状況                     |
| ①  | 広報紙等を活用した広報                  | 市政だより・区広報紙による広報（※大阪市政だよりは平成24年8月号の発行をもって終了。平成24年9月より、各区の広報紙に、市全体の情報も掲載している。）          | 区広報紙に市政情報部分「おおさか掲示板」を掲載し、毎月1日発行 | 区広報紙に市政情報部分「おおさか掲示板」を掲載し、毎月1日発行 |
| ②  | 生活ガイドブック「くらしの便利帳」による広報       |   | 24区版 計36万部<br>平成27年10月発行        | 平成28年度は発行なし                     |
| ③  | 障がい者マーク                      | 本市ホームページに掲載   | 掲載                              | 掲載                              |
| ④  | 障がい者週間中の啓発展示                 | 市庁舎1階玄関ホールにて実施<br>・「障がい者週間のポスター」及び「心の輪を広げる体験作文」募集の大阪市入選作品の展示<br>・障がい者スポーツのパネル<br>・補助犬 | 12月3日～10日                       | 12月5日～9日                        |
| ⑤  | 障がい者雇用支援月間（障がい者支援施設製品の展示・販売） | 市庁舎1階玄関ホールにて実施  | 9月29・30日                        | 9月29・30日                        |

### (2) 人権教育・福祉教育の充実

| ・人権教育・福祉教育の充実  |   |   |             |             |
|--|---|---|-------------|-------------|
| 各学校園において、障がいのある幼児・児童・生徒に対するいじめ・虐待が発生しないよう、障がいの理解をはじめ、周りの幼児・児童・生徒とのより良い関係づくりを進めます。  |   |   |             |             |
| 多様な障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるため、学校教育においては、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、施策や教育実践、研究の充実を図ります。また、市民を対象とした各種講習会を幅広く開催し、人権教育・福祉教育の充実をめめます。 |   |   |             |             |
| こどもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、小中学生地域福祉学習事業を実施し、作成したリーフレットや福祉読本を教育現場において活用して福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。                                    |   |   |             |             |
| No   | 事業  | 事業内容  | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①  | 日常の学校教育において、障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の機会を設け、また、その機会を増やすよう努めている。 |   |             |             |
| ②  | 交流及び共同学習を積極的に推進し、教育実践の深化に努めている。                                 |   |             |             |
| ③  | 学校教育における「共に生きる意識」の育成  | 「大阪市教育振興基本計画」において「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進する」と示し、各校園での実践をすすめるよう指導している。                  |             |             |
| ④  | 障がい者に対する理解促進  | 「障がい及び障がい者問題の理解」について各校園での実践の深化、充実を図っている。  |             |             |
| ⑤  | いじめや差別の克服   | 互いのちがいを理解して認めあい、共に協力しながら成長していけるような集団育成を図る等、「共生社会」の実現に向けて、「人間尊重の教育」のさらなる深化・実現を図っている。 |             |             |

### (3) コミュニケーション・情報収集等に関する合理的配慮の推進

| ア. 多様な情報提供  |                     |        |             |                       |                       |
|---|---------------------|--------|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 障がいのある人が利用できる施策やサービスについての情報や、地域での生活に必要な情報について、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。  |                     |        |             |                       |                       |
| 障がいがあることにより情報入手することが困難な人について、音声読み上げソフトやインターネットといったICT（情報通信技術）などの活用も含めそれぞれの障がいに適した情報提供を進めます。また、ルビやイラストなどを用いた分かりやすい表現手法の活用など、それぞれの障がいに適した情報提供を進めます。 |                     |        |             |                       |                       |
| ICTを活用した授業づくりを進めていく中で、障がいのある子どもへの支援のあり方についてさらに研究を進めます。  |                     |        |             |                       |                       |
| No  | 事業                  | 事業内容   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況           |                       |
| ①   | 早川福祉会館の視覚障がい者情報提供事業 | 蔵書数    | テープ図書       | 5,459タイトル<br>34,752巻  | 5,552タイトル<br>35,226巻  |
|   |                     |        | デージー図書      | 4,585タイトル<br>4,585枚   | 4,779タイトル<br>4,779枚   |
|   |                     |        | 点字図書        | 2,113タイトル<br>6,344冊   | 2,292タイトル<br>6,820冊   |
|   |                     | 貸出数    | テープ図書       | 3,464人<br>4,215タイトル   | 2,966人<br>3,629タイトル   |
|   |                     |        | デージー図書      | 32,737人<br>50,067タイトル | 31,854人<br>51,189タイトル |
|   |                     |        | 点字図書        | 1,880人<br>1,974タイトル   | 1,975人<br>2,062タイトル   |
|   |                     |        | 声の市政だより     | 1,902部                | 1,708部                |
|   |                     |        | 雑誌類(再掲)     | 14,108部               | 14,591部               |
|   |                     | サピエDL数 | デージー図書      | 33,519タイトル            | 31,945タイトル            |
|   |                     |        | 点字図書        | 6,117タイトル             | 6,838タイトル             |
|   | 音訳講習会修了者            | 23人    | 21人         |                       |                       |
|   | 点訳講習会修了者            | 17人    | 18人         |                       |                       |

| No | 事業  | 事業内容  | 平成27年度の実施状況  | 平成28年度の実施状況  |
|----|---|---|--|--|
| ②  | 点字市政だより・区広報紙発行  | 市政だより・区広報紙の点字版を毎月発行（※大阪市政だよりは平成24年8月号の発行をもって終了。平成24年9月より、各区の広報紙に、市全体の情報も掲載している。）  | 区広報紙に市政情報部分「おおさか掲示板」を掲載し、毎月1日発行  | 区広報紙に市政情報部分「おおさか掲示板」を掲載し、毎月1日発行  |
| ③  | 音声版区広報紙   | 区広報紙の音声版を毎月1日に大阪市ホームページに掲載  | 平成25年3月号から開始   |  |
| ④  | 「福祉のあらし」点字版・録音版の作成  | 点字版・録音版を隔年で作成   | 録音版<br>カセットテープ版 50巻<br>デジ版 200部  | 点字版 400部   |
| ⑤  | 点字資料出版事業  | 大視協ジャーナル  | 点字版 3,360部<br>墨字版 12,000部<br>広報テープ 240巻<br>デジ版1,560部   | 点字版 3,360部<br>墨字版 12,000部<br>広報テープ 240巻<br>デジ版1,560部                         |
| ⑥  | 日常生活用具給付事業の緊急通報システム・福祉電話の設置                               | 在宅の重度障がい者に、緊急連絡等の手段を確保するため、緊急通報システム・福祉電話を設置する。  | 緊急通報システム<br>福祉電話   | 11台<br>9台（うちFAX0台）   |
| ⑦  | 大阪市ホームページの運用・管理（携帯版サイトを含む）                                | 障がい者をはじめ誰もが利用しやすい大阪市ホームページを運用。平成25年3月に高齢者や障がい者も含めたすべての人が利用しやすいホームページとなるよう、平成27年3月までにJIS等級AAに一部準拠をめざす内容の大阪市ウェブアクセシビリティ方針を策定。 | ガイドラインやチェックシートを作成、全庁的に共有するとともに、広報担当者向けの研修を実施   | ガイドラインやチェックシートを作成、全庁的に共有するとともに、広報担当者向けの研修を実施                                 |
| ⑧  | 生活ガイドブック「くらしの便利帳」   | 点字版を発行  | 214組<br>平成28年3月発行  | 平成28年度は発行なし  |
|    |   | 録音版を発行  | カセットテープ 100組<br>デジ版CD 125枚<br>平成28年3月発行  | 平成28年度は発行なし  |
| ⑨  | 「“はーとふる”ガイド（わかりやすい福祉サービス）」の作成                             | 知的障がい者本人向け  | 2,700部   | 2,700部   |
| ⑩  | 「郵便等による不在者投票制度のお知らせ」を作成                                   | リーフレットを区役所等で配布している。   | 前年残を使用   | 前年残を使用   |
| ⑪  | 選挙公報の音訳テープ・点字公報の配布。「投票案内状」に点字シールを貼付。                      | 選挙公報の音訳テープと点字公報は、市長選、市議選に作成。その他の選挙は大阪府が作成。「投票案内状」に点字シールを貼付。世帯に複数の視障がい者がいる場合には、氏名の点字シールを貼付。                                  | 各選挙で左記事業内容を実施。音訳テープ等配布対象者は下記のとおり。<br>【市議選】830人<br>【住民投票】830人<br>【市長選】820人<br>【市議補選】40人       | 音訳テープ等配布対象者は下記のとおり。<br>【参議院選】821人  |
| ⑫  | 点字投票用紙に点字で選挙名表示   | 市長選、市議選において点字投票用紙に点字で選挙名表示を行っている。その他の選挙は大阪府が表示。   | 各選挙で点字投票用紙に点字で選挙名表示を実施。作成枚数は下記のとおり。<br>【市議選】4700枚<br>【住民投票】4700枚<br>【市長選】4700枚<br>【市議補選】200枚 | 作成枚数は下記のとおり。<br>【参議院選】4800枚  |
| ⑬  | 「民間事業者の個人情報保護」点字版冊子の配架                                    | 各図書館、障がい者福祉施設等に配架   | （平成19年度に50部作成し配架済）   | （平成19年度に50部作成し配架済）   |
| ⑭  | 「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」概要版点字冊子及び「人権が尊重されるまち」指標概要版点字冊子の配架 | 各区役所、各図書館等に配架   | 各65部作成し配架  | （平成27年度に65部作成し配架済）   |
| ⑮  | 点字 大阪市人権だより発行   | 大阪市人権だより  | 188部   | 188部   |
| ⑯  | 市税の納税通知書等への点字表示   | 視障がいのある方（希望者）に、納税通知書等の封筒に送付文書名などの点字表示を実施している。また、年度当初の個人市・府民税、固定資産税・都市計画税の納税通知書等には、その主な内容の点字文書も同封している。                       | 点字文書も同封  | 点字文書も同封  |
| ⑰  | 難病患者に対し保健福祉センターにおいて面接相談等の機会をとらえて情報の提供                     |   | 申請時等に随時実施  | 申請時等に随時実施  |
| ⑱  | 聴言障がい者用ファックスの積極的な広報と運用                                    | 消防署において、ファックス通報用の用紙を配付、インターネットホームページからも取得可  | 通報件数 53件<br>（内訳：火災0件、救急32件、統報5件、案内問合せ等16件）   | 通報件数 42件<br>（内訳：火災0件、救急21件、その他の災害1件、統報4件、案内問合せ等16件）                          |
| ⑲  | eメールによる119番通報受信体制の広報                                      | eメールによる119番通報受信体制を広報（パンフレットの配付等）し、聴言障がい者の119番通報手段について情報提供する。  | 通報件数30,297件（内訳：火災2件、救急10件、その他の災害1件、問合せ0件、その他30,284件）※その他はSPAMメール（迷惑メール含む）                    | 通報件数22,919件<br>（内訳：火災4件、救急8件、その他の災害0件、問合せ1件、その他22,906件）※その他はSPAMメール（迷惑メール含む） |
| ⑳  | 大阪市総合コールセンター  | 市政に関する簡単なお問合せに電話、ファックス、メールにより対応します。【開設時間】8時～21時（年中無休）   | 8時～21時（年中無休）   | 8時～21時（年中無休）   |

イ. コミュニケーション・情報収集に関する支援の充実

コミュニケーション・情報収集の保障は地域で生活するうえで重要です。また、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいの状況や特性に応じた支援ができるよう、点字、対面朗読、録音図書、または手話の言語性を尊重した手話・要約筆記などの普及や市民の理解の促進、さらには関係機関との連絡調整に努めます。また、大阪府と連携し、各分野で行われている講習会を支援し、人材の養成・確保に努めるとともに、手話通訳者・要約筆記者や盲ろう者通訳・介助者の派遣事業を推進します。

障がいがあることによりコミュニケーションが困難な人については、その特性への理解を深めるなど支援に努めます。

視覚と聴覚の重複障がいのある人に対応した触手話、指点字等のコミュニケーション手段の保障や理解の促進に努めます。

| No | 事業                                   | 事業内容  | 平成27年度の実施状況   | 平成28年度の実施状況  |
|----|--------------------------------------|---|---|--|
| ①  | 点字自動読取装置の設置                          | 平成6年2月から全区に点字自動読取装置を設置し、点字による届出等の円滑な受付を図るとともに、同年5月から、点字による区内各種事業等のお知らせを作成し、希望者に送付している。さらに、平成9年度からは区の広報紙の点字版を作成し、希望者に送付している。                           | 22区に設置（点字出力機能のみ）  | 22区に設置（点字出力機能のみ）                                     |
| ②  | 男女共同参画セミナーにおける手話通訳                   | 男女共同参画セミナー（クレオ大阪で実施）受講の希望者に対して手話通訳を実施した。  | 実施事業数 2回<br>実施人数 4人   | 事業実施数 1回<br>実施人数 1人                                  |
| ③  | 男女共同参画講演会における手話通訳                    | 大阪市男女共同参画普及啓発事業において、実施事業者が提案した講演会で手話通訳を実施した。28年度はトークライブ「子育て中も私らしく」と講演会「可能性の広げ方～人とのつながりが未来を創る～」を開催し、手話通訳を実施した。   | クレオ大阪東 1回<br>クレオ大阪子育て館 1回   | クレオ大阪中央 1回<br>クレオ大阪子育て館 1回                           |
| ④  | 水道料金に関する点字版通知等の作成                    | ・点字による水道使用量等の通知（お知らせ票）<br>・点字版水道料金のご案内の作成   | ・使用量等の通知（毎回）<br>・料金の案内（随時）<br>・料金改定のお知らせ  | ・使用量等の通知（毎回）<br>・料金の案内（随時）                           |
| ⑤  | 点字資料出版事業                             | 大視協ジャーナル（16-⑤ 参照）   | 点字版 3,360部<br>墨字版 12,000部<br>広報テープ 240巻<br>デジ版1,560部  | 点字版 3,360部<br>墨字版 12,000部<br>広報テープ 240巻<br>デジ版1,560部 |
| ⑥  | 点訳奉仕員養成事業                            | 点訳奉仕員の養成  | 17人   | 15人  |
| ⑦  | 視覚障がい者点字講習会の実施                       | 視覚障がい者への点字講習会   | 7人  | 9人   |
| ⑧  | 点字図書館の日本ライトハウス情報文化センターの運営助成          | （社福）日本ライトハウス情報文化センター（点字図書館）への運営補助金交付  | 1件  | 1件   |
| ⑨  | ごみの持ち出しサービスに関する内容を記載した市民周知用パンフレットの作成 | 一人暮らしのおとしよりや、障がいのある方が居住されているご家庭で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な方を対象に、申し込みによるごみの持ち出しサービスを平成8年度より実施している。平成17年7月より持ち出しサービスを受けられている方を対象に、安否確認の通報サービスを実施している（希望者のみ）。 | 環境事業センターにおいてリーフレットを常備   | 環境事業センターにおいてリーフレットを常備                                |
| ⑩  | 手話通訳奉仕員養成事業                          | 手話を必要とする聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するため、日常会話程度の表現技術を習得した手話奉仕員の養成  | 受講者 722人  | 受講者数 722人  |
| ⑪  | 要約筆記奉仕員養成事業                          | 要約筆記を必要とする聴覚障がい者（とりわけ難聴者・中途失聴者）の日常生活を支援する奉仕員の養成   | 23人   | 20人  |
| ⑫  | 手話通訳者派遣事業                            | 聴覚・言語障がい者からの派遣依頼により、手話通訳者を派遣し利用者の情報保障を行う。   | 2,787人  | 3,086人   |
| ⑬  | 要約筆記奉仕員派遣事業                          | 聴覚障がい者（とりわけ難聴者・中途失聴者）からの派遣依頼により、要約筆記者を派遣し利用者の情報保障を行う。   | 219件  | 222件   |
| ⑭  | 手話通訳指導員派遣事業                          | 聴覚障がいのある保護者とのコミュニケーションの円滑化を図るため、学校への手話通訳指導員派遣を実施  | 計213回   | 計228回  |
| ⑮  | 市会本会議傍聴に手話通訳配置                       | 聴覚障がいのある傍聴者への手話通訳   | 1件  | 0件   |
| ⑯  | 手話通訳者の配置                             | 聴覚に障がいのある選挙人とのコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者を投票所又は選挙執行本部に配置している。  | 【市議選】<br>配置24区 派遣2件<br>【住民投票】<br>配置24区 派遣6件<br>【市長選】<br>配置24区 派遣2件<br>【市議補選】<br>配置：西成区 派遣0件 | 【参議院選】<br>配置24区 派遣9件                                 |

|   |
|---|
| ウ. 情報バリアフリーの推進  |
| 障がいのある人が情報通信機器を利用できる環境や利用技術を習得する機会の制約から新たな情報格差が生じることのないよう、また、ICTの活用により社会参加がより一層促進されるよう、情報機器やソフトウェアに関する情報の提供や情報バリアフリーの推進に努めます。 |

(4) 地域での交流の推進

|   |
|---|
| ・ 地域での交流の推進   |
| 障がいの有無に関わらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。 |

| No | 事業                      | 事業内容             | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
|----|-------------------------|------------------|-------------|-------------|
| ①  | 障がい者社会参加総合推進事業による更生訓練活動 | 義肢装着訓練事業         | 80回 248人    | 85回 241人    |
|    |                         | ろうあ者日曜教室         | 146人        | 306人        |
|    |                         | 視覚障がい者点字・パソコン講習会 | 7回 22人      | 7回 26人      |
|    |                         | 中途失聴者更生訓練        | 360人        | 420人        |
|    |                         | 視覚障がい者社会生活訓練     | 366人        | 295人        |

第2章の1 地域での暮らしを支えるために

2 施策の方向性

(1) サービス利用の支援

| ア. 福祉サービスの適切な利用  |                                     |  |                   |                   |
|--|-------------------------------------|--|-------------------|-------------------|
| 福祉サービスの適切な利用ができるよう、ホームページや各区保健福祉センター等の窓口において必要な情報の提供を行います。 |                                     |  |                   |                   |
| 事業者への指導・監査での改善指導を通じ、障がいのある人が必要なサービスをより適切に利用できるよう支援を行います。   |                                     |  |                   |                   |
| No   | 事業                                  | 事業内容   | 平成27年度の実施状況       | 平成28年度の実施状況       |
| ①  | 身体障がい、知的障がい、精神障がいがある方たちの「福祉のあらし」の作成 | 保健福祉センター保健福祉業務担当等で配布   | 39,500部           | 39,500部           |
| ②  | 社会参加総合推進事業                          | 更生訓練活動等(19-①参照)<br>義肢装着訓練事業、視覚障がい者点字・パソコン講習、視覚障がい者社会生活訓練、ろうあ者日曜教室、中途失聴者更生訓練、点字競技会等 | (19-①参照)          | (19-①参照)          |
|  |                                     | ボランティア養成(2-②参照)<br>点字・手話通訳・要約筆記等奉仕員の養成   | (2-②参照)           | (2-②参照)           |
|  |                                     | 手話通訳派遣事業   | 2,787人            | 3,086人            |
|  |                                     | 要約筆記奉仕員派遣事業  | 219件              | 222件              |
|  |                                     | 身体障がい者自動車改造費補助   | 4件                | 7件                |
|  |                                     | 結婚相談事業   | 1,275件            | —                 |
| ③  | リフト付きバスの運行                          | リフト付きバスの活用により身体障がい者の社会参加促進を図る  | 75回               | 59回               |
|  |                                     | 在宅中途失明者訪問指導  | 195件              | 223件              |
| ④  | 障がい者(児)福祉バス借上げ助成                    | 障がい者(児)が、団体で研修会等を行うとき、大型バス借り上げ料の1/2以内(上限51,500円)を助成する。                             | 48台               | 39台               |
| ⑤  | 市営交通福祉措置による無料・割引乗車証の交付              | 障がいの等級等に応じて、介護人付無料乗車証、単独用無料乗車証または乗車料金割引証を交付する。                                     | 身体・知的等<br>71,121人 | 身体・知的等<br>71,904人 |
|  |                                     |  | 精神<br>23,687人     | 精神<br>24,884人     |
| ⑥  | 重度障がい者等タクシー料金助成                     | 500円(リフト付タクシーは2,000円)を上限として、初乗り運賃の9割を給付する。   | 普通券<br>18,050人    | 18,000人           |
|  |                                     |  | リフト付券<br>8,356人   | 8,476人            |
|  |                                     |  | 併用券<br>1,031人     | 1,023人            |
| ⑦  | 事業者等への指導監査の実施                       | 地域活動支援センター   | 18か所              | 29か所              |
|  |                                     | 移動支援事業所  | 183か所             | 157か所             |
|  |                                     | 共同生活援助事業所  | 11か所              | 5か所               |

| イ. 人材の確保・資質の向上  |   |                             |   |   |
|---|---|-----------------------------|---|---|
| 福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上は重要な課題であるため、国や府との役割分担や制度の動向等も踏まえて対応について検討を進めるとともに、必要な改善策について強く国に要望を行います。 |   |                             |   |   |
| No  | 事業  | 事業内容                        | 平成27年度の実施状況                             | 平成28年度の実施状況                             |
| ①   | 職員研修  | 保健福祉センター 障がい担当職員研修(毎年)      | 3回                                      | 3回                                      |
|   |   | 大阪市教育・保育施設等職員研修(毎年)         | 大阪市保育施設職員障がい児保育研修会3回実施448人、同研究会5回実施261人 | 大阪市保育施設職員障がい児保育研修会3回実施487人、同研究会5回実施280人 |
|   |   | 精神保健福祉相談員現任研修、新任研修(毎年)      | 38回                                     | 37回                                     |
|   |   | 精神保健福祉関係職員研修(毎年)            | 2回                                      | 5回                                      |
|   |   | 新任期保健師精神保健福祉研修(H18～)        | 2回                                      | 1回                                      |
|   |   | 福祉事務関係新任職員研修(毎年)            | 1回128人                                  | 1回110人                                  |
| ②   | 幼稚園、小、中、高の教職員に対する研修の実施                                |                             | 14種 99回                                 | 15種 138回                                |
| ③   | 大阪市教育委員会事務局インクルーシブ教育推進担当において特別支援教育に関する調査・研究・研修を実施している |                             |   |   |
| ④   | 教職員の援助と資質向上   | 肢体不自由特別支援学校への理学療法士派遣事業      | 42回                                     | —                                       |
|   |   | 看護指導員派遣事業(特別支援・小・中学校)       | 計28校32名                                 | —                                       |
|   |   | 医療的ケアの必要な児童生徒への看護師配置(小・中学校) | 計28校32名                                 | 小・中学校 計34校35名                           |
|   |   | 難聴学級訓練指導員派遣事業(小・中学校)        | 計28校32名                                 | —                                       |
|   |   | 手話通訳指導員派遣事業(小・中学校)          | 213回                                    | 計228回                                   |

| No | 事業               | 事業内容   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況                          |
|----|------------------|--|-------------|--------------------------------------|
| ⑤  | 職員人材開発センターにおける研修 | 「障がいのある人をめぐる問題について」の講義を実施(人権問題研修(管理者層))                                    | 2回実施受講者469人 | 10回実施受講者2,453人                       |
|    |                  | 車いす、アイマスクを使用した福祉体験学習(新採用者研修、新転任者研修)  | 1回実施受講者236人 | 1回実施受講者363人                          |
|    |                  | 手話研修(入門編)を実施   | —           | 20回(連続講座)を2回実施受講者59人                 |
| ⑥  | 手話講習会            | ・講義1回あたり約3時間30分×2日(H23年度)<br>・講義1回あたり約2時間×3日(H24年度)<br>・講義1回あたり約2時間(H25年度) | 0回          | 職員人材開発センター主催の手話研修(入門編)に2名参加【2時間×20回】 |

ウ. 後見的支援事業の利用の促進

知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行うことが困難な人が、円滑に福祉サービスを利用できるよう、大阪市成年後見支援センターや関係機関が互いに連携し、利用支援と制度の啓発を行います。

地域福祉の視点から身近な立場で支援を行う「市民後見人」の養成や活動支援を、大阪市成年後見支援センターで行います。

福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行うあんしんさぼりと事業(日常生活自立支援事業)について、ニーズの増加も十分に見極めながら、地域に密着した事業展開を図るよう支援するとともに、成年後見制度への移行が必要な人が円滑に移行できるよう体制の整備を図ります。

| No | 事業               | 事業内容  | 平成27年度の実施状況  | 平成28年度の実施状況   |
|----|------------------|---|--|---|
| ①  | 成年後見制度にかかる市長審判請求 | 親族による申立てができない場合に区保健福祉センターから家庭裁判所に後見等開始の審判請求を行う。 | 245件(うち知的27件、精神18件)                                      | 213件(うち知的23件、精神7件)  |
| ②  | 市民後見人の養成         | 大阪市成年後見支援センターにおいて市民後見人の養成講座を開催                  | 第9期 基礎講習4日間(受講者57人)、実務講習9日間(受講者45人)、養成講座修了者41人、バンク登録者41人 | 第10期 基礎講習4日間(受講者68人)、実務講習9日間(受講者41人)、養成講座修了者33人、バンク登録者33人 |

## (2) 相談、情報提供体制の充実

ア. 相談支援事業等の充実

区を圏域とする区障がい者相談支援センターにおいては、区における障がい者支援の相談窓口としての機能を果たしています。

区障がい者相談支援センターは、区保健福祉センターと連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就業・生活支援センターとのネットワークを築き、区地域自立支援協議会の運営に中心的役割を果たします。

区障がい者相談支援センターでは相談支援従事者がケアマネジメントの高い専門性や障がい者支援の視点を有することが求められており、その対応レベルを向上させるため、基幹相談支援センターの実施する相談支援専門員に対する研修の活用などを含め、職員の資質の向上を図ります。

ピアカウンセラー等の当事者スタッフについても、相談内容に応じてピアの立場による相談・支援を担当し、障がいのある人の自立を進めます。

「障害者総合支援法」に基づき、計画相談支援、地域相談支援そして障がい児相談支援については、適切なサービス利用に向けて相談支援事業者の確保など、相談支援体制の充実を図ります。

| No | 事業                     | 事業内容   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
|----|------------------------|--|-------------|-------------|
| ①  | 障がい者相談支援事業             | 基幹相談支援センター、各区障がい者相談支援センターの設置   | 25か所        | 25か所        |
| ②  | 地域活動支援センター(生活支援型)      | 障がいのある方に対して、専門相談員による相談支援とあわせて、通所による創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 | 9か所         | 9か所         |
| ③  | 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員の配置 | 身体障がい者相談員  | 123人        | 120人        |
|    |                        | 知的障がい者相談員  | 58人         | 59人         |
| ④  | 聴言障がい者生活相談事業           | 聴言障がい者のための生活相談   | 4,887件      | 6,040件      |
| ⑤  | 身体障がい者結婚相談事業           | 結婚相談事業   | 1,275件      | —           |
| ⑥  | 在宅中途失明者訪問指導事業          | 在宅の中途失明者への生活訓練等の指導   | 195件        | 223件        |
| ⑦  | 在宅筋ジストロフィー症児(者)福祉対策事業  | 集団検診   | 9人          | —           |
|    |                        | 相談   | 112人        | —           |
| ⑧  | 重度肢体障がい者訪問診断           |  | 526件        | 453件        |

| No | 事業                      | 事業内容   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
|----|-------------------------|--|-------------|-------------|
| ⑨  | 障がい者福祉関係機関に対する研修や交流会の実施 | 保健福祉センター身体障がい者福祉担当職員研修   | 3回          | 3回          |
|    |                         | 保健福祉センター知的障がい者福祉担当職員研修   | 3回          | 2回          |
|    |                         | 専門研修会（知的障がい者）  | 1回          | 1回          |
|    |                         | 身体障がい者相談員研修会   | 1回          | 1回          |
|    |                         | 知的障がい者相談員研修会   | 2回          | 1回          |
|    |                         | 精神保健福祉関係職員研修等  | 58回         | 56回         |
|    |                         | 精神保健福祉関係職員人材養成研修   | 2回          | 2回          |
| ⑩  | 身体障がい者補助犬に関する苦情相談窓口     | 身体障がい者補助犬法改正に伴い、平成20年4月1日より、障がい者や受け入れ施設などからの苦情や相談窓口を福祉局障がい者施策部障がい福祉課に設置。 | 相談件数16件     | 相談件数 7件     |

イ. 相談支援体制の強化

区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなどの関係機関相互の連携を深めます。

基幹相談支援センターは、区障がい者相談支援センターに対して適切な支援ができるよう、必要に応じて専門職や関係者の参画のもとで検討を行うことなどによってコーディネート機能やスーパーバイズ機能を発揮し、専門的・技術的後方支援を行うとともに、職員研修や事例の集積及び権利擁護に係る取り組みなどを行います。

発達障がいのある人とその家族が、身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、発達障がい者支援センターによる関係機関、事業所への啓発、研修、機関支援の充実に努めます。

障がいのある人の権利を擁護できるよう、人権啓発・相談センター、各区役所で人権相談窓口を開設しています。

障がい福祉サービス利用計画の作成支援が十分に実施できるよう、支援の担い手の確保や報酬体系の改善などを国に対して求めていきます。

地域における精神保健福祉相談の充実を図り、精神障がい者の複合的課題に対応するため、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）、区障がい者相談支援センター間の連携を強化するとともに、こころの健康センター、地域活動支援センター（生活支援型）は、精神障がいに係る困難ケースや地域移行等への対応について、相談支援事業所への専門的な助言・指導を行います。

難病患者等に対する相談については、「大阪府難病相談支援センター」の相談事業に協力して取り組んでいきます。

| No | 事業                                      | 事業内容   | 平成27年度の実施状況                 | 平成28年度の実施状況                 |
|----|---|--|-----------------------------|-----------------------------|
| ①  | 心身障がい者リハビリテーションセンターの運営                  | 相談・判定部門、訓練部門、職業訓練部門、研究・研修・情報サービス部門の連携により、障がい者のリハビリテーションと支援を総合的にしている。 |                             |                             |
|    |   | 身体障がい者の相談・指導人員   | 5,941人                      | 5,281人                      |
|    |   | 知的障がい者の相談・判定人員   | 2,756人                      | 3,070人                      |
|    |   | 障がい児の療育相談人員  | 1,216人                      | 2,289人                      |
|    |   | 補装具・福祉機器普及事業における相談件数（住宅増改築相談も含む）                                     | 4,484人                      | 4,570件                      |
| ②  | 基幹相談支援センター                              | 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、区障がい者相談支援センターの後方支援等を行う。                    | 1か所                         | 1か所                         |
| ③  | ピアカウンセラー養成講座                            | 基幹相談支援センターがピアカウンセラー養成講座を行う。  | 参加者延べ60名                    | 参加者延べ58名                    |
| ④  | 各区障がい者相談支援センターの運営評価                     | 各区における相談支援体制の充実を図るため各区障がい者相談支援センターの運営評価を行う。                          | 24か所                        | 24か所                        |
| ⑤  | 地域の相談支援機関への権利擁護等にかかる後方支援（大阪市成年後見支援センター） | 一般相談   | 256件（うち知的65件、精神39件）         | 295件（うち知的42件、精神42件）         |
|    |   | 専門相談   | 89件（うち知的13件、精神7件）           | 88件（うち知的9件、精神8件）            |
| ⑥  | 専門医による精神保健福祉相談事業                        | 一般相談<br>老人   | 713回、延べ1,716人               | 706回 延1,879人                |
| ⑦  | 社会復帰相談指導事業                              | 回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るため、社会復帰に関する相談指導を行う。                            | 316回 延べ2,550人               | 369回 延2,073人                |
| ⑧  | 精神保健福祉相談                                | （⑥⑦の延人数含む）   | 実4826人<br>延38,835人          | 実4,932人<br>延40,560人         |
| ⑨  | 精神保健福祉訪問指導                              | （⑥⑦の延人数含む）   | 実1,646人<br>延4,311人          | 実1,618人<br>延4,418人          |
| ⑩  | 特別支援教育相談（こども相談センター内）                    | 障がいがあるか、疑いのある子どもの教育相談を実施   | 相談案件数 703件<br>相談・指導 延2,342回 | 相談案件数 609件<br>延べ相談回数 2,069回 |
|    |   | 個別の指導計画や個別の教育支援計画について学校園へ情報提供している                                    |                             |                             |
| ⑪  | こども相談センターにおける障がい相談                      |  | 4,726件                      | 5,043件                      |
| ⑫  | こころの健康センターこころの悩み電話相談                    | 専門的な知識や資格を持つ職員が精神保健に関する電話相談を行う。                                      | 2,274件                      | 2,424件                      |
| ⑬  | ひきこもり相談                                 | （電話・面接・訪問）   | 延 531件                      | 延 464件                      |
| ⑭  | 自死遺族相談                                  | （電話・面接）  | 延 57件                       | 延 64件                       |
| ⑮  | 自殺未遂者相談支援                               | （電話・面接・訪問）   | 274件                        | 351件                        |
| ⑯  | 『でかけるチーム精神保健相談』                         | 保健福祉センターの技術支援を図るため、こころの健康センターにおいて実施                                  | 延 40件                       | 延 25件                       |



| No | 事業               | 事業内容  | 平成27年度の実施状況  | 平成28年度の実施状況  |
|----|------------------|---|--|--|
| ⑰  | 発達障がい者支援         | 発達障がい者支援部会（発達障がい者企画・推進委員会）を設置   | 2回開催   | 2回開催   |
|    |                  | 発達障がい者支援マネージャーを配置   | 1人   | 1人   |
|    |                  | 発達障がいのある方及び発達障がいの傾向がある方を対象に「発達ノート」を発行   | 1,058冊<br>(H27年度末累計)   | 1,370冊<br>(H28年度末累計)   |
|    |                  | 発達障がい者支援センター（エルムおおさか）に地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発・研修・支援・ペアレント・トレーニング等の親支援を実施。【平成25年度～】 | 親支援講座<br>延228回 延2,499人<br>啓発研修<br>延46回・延1,972人参加<br>機関支援 延676回 | 親支援講座<br>延219回 延2,557人<br>啓発研修<br>延54回・延5,252人参加<br>機関支援 延601回 |
| ⑱  | 発達障がい者支援センターの運営  | 平成18年1月10日開設 発達障がい児（者）及びその家族に対し相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発、研修事業を行っている。                            | 相談・発達支援<br>延1,733件<br>就労支援 延471件                               | 相談・発達支援<br>延1,530件<br>就労支援 延350件                               |
| ⑲  | 大阪難病相談支援センターへの協力 | 保健所で実施している難病患者療養相談会等で、センターの紹介ピラ等を設置するなどPRにも努め、患者の立場での経験を基にした助言や意見が必要なケースについてはセンターを紹介している。 | 相談会17回<br>参加者総数434人  | 療養相談会 17回<br>参加者総数 428人  |

ウ. 地域自立支援協議会の活性化

市、区地域自立支援協議会は、障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、それぞれの圏域における関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・就業を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制について協議を行ってまいります。

区地域自立支援協議会においては、関係機関との連携によるネットワークの構築、困難事例や虐待防止への対応、地域移行に関する対応、災害時における対応など、新たな課題への取り組みが必要とされています。各区の活動状況については、地域の実情に応じた取り組みが進められてきていますが、依然として各区の状況に差異がみられることから、区地域自立支援協議会がより一層活性化するように、市地域自立支援協議会との連携を進めていきます。

区地域自立支援協議会が更なる活性化を図るため、市地域自立支援協議会が必要な助言や支援を行える体制づくりを行います。また、それぞれの区地域自立支援協議会が集約を行った相談支援や既存の社会資源の改善または新たな開発などに関する諸課題について、市地域自立支援協議会で施策の方向性の検討や取り組みを進められるような仕組みづくりを行います。

| No | 事業              | 事業内容  | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
|----|-----------------|---|-------------|-------------|
| ①  | 大阪市地域自立支援協議会の開催 | 相談支援事業の中立性・公平性を確保するために、相談支援事業者の運営評価や、各区地域自立支援協議会からの報告等に基づき、大阪市レベルで取り組むべき問題・課題等の検討・改善等を行う。       | 2回          | 2回          |
| ②  | 各区地域自立支援協議会の開催  | 地域レベルにおける相談支援機関とサービス提供機関等との連携を円滑に行い、利用者の支援ネットワークづくりを進めるために、各区に「区地域自立支援協議会」を設置し、地域の様々な問題点の検証を行う。 | 24区         | 24区         |
| ③  | 各区相談支援センターへの支援  | 基幹相談支援センターが、各区障がい者相談支援センターの後方支援として会議、相談受付等を行う。  | 69件         | 36件         |

(3) 虐待防止のための取り組み

ア. 障がい者虐待の防止のための啓発

虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行ってまいります。

| No | 事業             | 事業内容                         | 平成27年度の実施状況                                      | 平成28年度の実施状況                                      |
|----|----------------|------------------------------|--|--|
| ①  | 広報啓発物の作成       | ポスター、リーフレットの作成、配付            | 蛍光ペン 2,000部<br>リーフレット 25,000部<br>マニュアル概要版 5,000部 | ポスター 1,500部<br>リーフレット 20,500部<br>マニュアル概要版 5,000部 |
| ②  | 障がい者虐待防止研修会の開催 | 一般市民対象の障がい者虐待防止啓発研修会を開催      | 講演会<br>9月19日開催                                   | 講演会<br>9月17日開催                                   |
| ③  | 基幹相談支援センターの講演会 | 基幹相談支援センターが、障がい者虐待防止啓発講演会を実施 | 9月19日開催<br>参加者68名                                | 9月17日開催<br>参加者85名                                |

|  |  |
|--|--|
| イ. 養護者等による障がい者虐待への対応   |  |
| 養護者等から障がいのある人に対する虐待に対応するため、区保健福祉センターと区障がい者相談支援センターが通報・届出窓口となって、適切な対応を図ります。                           |  |
| 養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じており、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。                 |  |
| 養護者の負担の軽減を図ることなどにより障がい者虐待を防止するため、区保健福祉センターや区障がい者相談支援センターは、対応マニュアルに沿って養護者に対する相談、指導、及び助言その他必要な対応を行います。 |  |
| 区保健福祉センターや区障がい者相談支援センターにおいて適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなど、後方支援を行います。                                       |  |

| No | 事業              | 事業内容   | 平成27年度の実施状況                     | 平成28年度の実施状況                     |
|----|-----------------|--|---------------------------------|---------------------------------|
| ①  | 養護者による虐待の対応     | 区保健福祉センターと区障がい者相談支援センターが通報・届出窓口となって、適切な対応を図る。            | 相談・通報・届出件数<br>241件<br>(年度末集計時点) | 相談・通報・届出件数<br>290件<br>(年度末集計時点) |
| ②  | 要援護障がい者緊急一時保護事業 | 虐待により生命または身体に重大な危険が生じている障がい者を一時的に保護し、身体面の安全と精神的安定の確保を図る。 | 一時保護 13件                        | 一時保護 12件                        |
| ③  | 専門相談事業          | 対応が困難な虐待事案について、弁護士や社会福祉士の専門的な助言を受け、適切な対応のための後方支援を行う。     | 専門相談 6件                         | 専門相談 4件                         |

|  |  |
|--|--|
| ウ. 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応   |  |
| 障がい福祉サービス事業者等に対して集団指導等の場で人権・権利擁護に関する研修を実施し、虐待の未然防止に努めるとともに、事業者指導・監査の取り組みを強めます。 |  |
| 虐待事案が発生した時には関係部局が連携し、各関係規定に基づき実態の把握から事業所の改善報告及び支援内容の改善に対する支援まで、迅速な対応を行います。     |  |

| No | 事業               | 事業内容                        | 平成27年度の実施状況      | 平成28年度の実施状況      |
|----|------------------|-----------------------------|------------------|------------------|
| ①  | 障がい者虐待に対する相談対応業務 | 障がい者虐待事案が発生した時に関係部局と連携をはかる。 | 相談・通報受理件数<br>64件 | 相談・通報受理件数<br>54件 |

|  |  |
|--|--|
| エ. 使用者による虐待への対応  |  |
| 使用者による虐待についての通報等を受け付け、都道府県や労働局をはじめ市町村や関係機関等との連携及び情報共有を図りながら、障がいのある人の社会参加が円滑に進むよう、適切に対応を行います。 |  |

|   |  |
|---|--|
| オ. 関係機関の連携体制の構築   |  |
| 市及び区においては、高齢者虐待等への対応も含めた地域のネットワーク強化を図るため、虐待防止連絡会議の開催など、引き続き関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化を進めます。 |  |

| No | 事業              | 事業内容   | 平成27年度の実施状況           | 平成28年度の実施状況           |
|----|-----------------|--|-----------------------|-----------------------|
| ①  | 障がい者虐待防止連絡会議の開催 | 障がい者虐待防止の適切な実施を図るため、行政、関係機関等が、障がい者を取り巻く状況や考え方を共有することにより、有機的に連携を行う。 | 市レベル 2回<br>区レベル 26回開催 | 市レベル 1回<br>区レベル 27回開催 |

(4) 在宅福祉サービス等の充実

ア. 訪問系サービス及び短期入所の充実

居宅介護をはじめとする訪問系サービスについては、個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握を行いながら事業のあり方を検討し、推進を図ります。

平成26年4月から重度訪問介護の対象者が拡大されましたが、重度障がいのある人の地域での自立生活の支援や社会参加を推進するため、常時介護や医療的ケアなど利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が行えるよう、国に対して報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけながら、推進を図ります。

移動支援事業については、平成23年10月から重度の視覚障がいのある人への同行援護事業が創設され、自立支援給付の対象となりましたが、障がい種別にかかわらず、外出支援のニーズに対応できるよう、引き続き国の責任において全国統一した基準を設けるとともに、自立支援給付に含めるよう制度の見直しや、十分な財源措置を講ずるよう国に要望してまいります。

短期入所については、利用を希望する人が必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であり、単独で短期入所事業所が運営できるように国に対し報酬改定を含む制度の見直し等を働きかけていきます。介護者の疾病等の理由により居宅で介護が受けられないなどの緊急時への対応だけでなく、利用者の心身の状況等を勘案して必要に応じた利用が可能であることを周知してまいります。また、利用が必要な時に円滑に利用できるよう、サービスに係る情報提供等の仕組みづくりについて検討してまいります。

| No | 事業        | 事業内容  | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
|----|-----------|---|-------------|-------------|
| ①  | 居宅介護等事業   | 居宅における入浴、排泄、食事、通院の介護等を行う。   | 2,420,521時間 | 2,596,657時間 |
| ②  | 移動支援事業    | 屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加にかかる外出の際の移動を支援する。                           | 1,538,477時間 | 1,562,545時間 |
| ③  | 重度訪問介護事業  | 重度の肢体不自由者で常時介護が必要な方に対して、居宅における入浴、排泄、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に提供する。                          | 2,871,680時間 | 2,940,654時間 |
| ④  | 行動援護事業    | 知的・精神障がいにより、行動上著しい困難のある方で、常時介護を必要とする方に対して、外出時の介護など行動する際に生じる危険を回避するための介護を行う。             | 67,515時間    | 77,534時間    |
| ⑤  | 同行援護事業    | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に対して、外出時において必要な支援を行う。   | 387,502時間   | 412,400時間   |
| ⑥  | ショートステイ事業 | 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に対して、短期間当該施設において必要な保護を行う。 | 72,611日     | 79,131日     |

イ. 福祉用具利用や住宅改造に関する相談事業の推進

障がいのある人が必要とし、個々の障がい状況や生活実態に適した福祉用具が入手しやすくなるよう、わかりやすい情報提供を行うなど、より効果的な給付に努めるとともに、品目の追加・見直しや基準の改定等について検討し、より効果的な給付に努めます。

住宅の改造についての具体的な相談の実施及び改造費助成事業の推進を図ります。

| No | 事業                        | 事業内容   | 平成27年度の実施状況  | 平成28年度の実施状況  |
|----|---------------------------|--|--|--|
| ①  | 補装具・福祉機器普及事業              | 心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある障がい者（児）の自立促進及びその介護者の負担軽減を図るため、補装具・福祉機器に関する相談・助言や情報提供、工夫・改良及び普及を促進する。  | 相談・訪問等<br>4,484件<br>講習・研修会44件<br>延べ 1,558人                 | 相談・訪問等<br>4,570件<br>講習・研修会40件<br>延べ 1,253人                 |
| ②  | A T Cエイジレスセンター事業          | 健康や福祉、介護に関する機器や用品を数多く展示しており、専門のスタッフが説明を行う。展示品を実際に見て触って体感することができるほか、装具を付けての高齢者疑似体験や車いす・電動車いす試乗などの体験もできる。また、各種イベント、セミナーも開催し、健康や福祉等に関する最新情報を提供。 | 延床面積<br>5,037.40㎡<br>福祉・介護機器展示、高齢者疑似体験、車いす試乗など<br>ブース出展 5社 | 延床面積<br>5,037.40㎡<br>福祉・介護機器展示、高齢者疑似体験、車いす試乗など<br>ブース出展 6社 |
| ③  | 補装具の給付                    | 障がい者が失われた身体機能を補完又は代替するための用具である補装具を購入又は修理する際の費用を支給する。   | 者 6,371件<br>児童 1,252件                                      | 者 6,395件<br>児童 1,784件                                      |
| ④  | 重度身体障がい児(者)日常生活用具給付事業     | 在宅の重度障がい者に、日常生活の便宜を図り福祉の増進に資するために日常生活用具の購入費用を支給する。   | 61,160件  | 60,641件  |
| ⑤  | 盲人用具購入あっせん事業              | 盲人用具の購入あっせん  | 415件   | 236件   |
| ⑥  | 点字図書購入助成                  | 視覚障がい者の情報入手を容易にし、福祉の増進に資するために点字図書（点字新聞を含む）の購入費用を支給する。  | 177件<br>(うち点字毎日97件)  | 198件<br>(うち点字毎日91件)  |
| ⑦  | 補装具・福祉機器普及事業における住宅改造相談の実施 | 障がい者の障がい程度に合わせて、住宅の手すりや玄関、水回り等の改造について助言を行う。  | 119件   | 163件   |
| ⑧  | 重度心身障がい者住宅改修費の助成          | 日常生活上の障がいの除去または軽減に直接効果のある改修工事費用の一部を給付する。   | 90件  | 82件  |

| ウ. 所得保障の充実                                |                   |  |             |             |
|---|-------------------|--|-------------|-------------|
| 年金制度をはじめとした所得保障制度の充実及び無年金者への対応を強く国に要望します。 |                   |  |             |             |
| No  | 事業                | 事業内容   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 国への要望事項           | 年金給付水準の引き上げについて一層の改善措置を講ずるよう、国へ要望した。                   | 各会議を通じて要望した | 各会議を通じて要望した |
| ②   | 特別障がい者手当、福祉手当等の支給 | 身体・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方に手当を給付 | 5,489人      | 5,489人      |
| ③   | 外国人身心障がい者給付金の支給   | 外国籍等の制度的に無年金の障がい者に対して、救済措置として、給付金を給付                   | 88人         | 84人         |

(5) 居住系サービス等の充実

| ア. 居住系サービス等の充実  |                |  |               |                  |
|---|----------------|--|---------------|------------------|
| 経過措置とされているグループホームにおけるホームヘルプサービス利用の恒久化や、夜間支援体制に係る加算、重度障がい者支援に係る加算の拡充など、支援体制の充実について国に働きかけていきます。   |                |  |               |                  |
| グループホームの設置促進に向け、設備整備のための助成制度や市営住宅の活用を行っています。グループホームを利用する際の助成（特定障がい者特別給付費）の活用により、利用者負担の軽減を図るとともに、今後も整備費・設備整備費の助成や、市営住宅の利用を希望する事業者を利用可能な住戸とのマッチングを図るなど、より一層の設置の促進に努めます。 |                |  |               |                  |
| No  | 事業             | 事業内容   | 平成27年度の実施状況   | 平成28年度の実施状況      |
| ①   | 共同生活援助事業       | 営利活動を目的としない法人が市内で共同生活援助事業所を新規に設置する場合の整備及び設備整備にかかる経費の一部を助成。 | 延利用者数 22,524人 | 延利用者数 24,447人    |
|   |                |  | 設置助成 13か所     | 設置助成 16か所        |
|   |                |  | 住宅改造助成 12か所   | 住宅改造助成 14か所      |
|   |                |  | 設備整備助成 16か所   | 設備整備助成 17か所      |
|   |                |  | —             | スプリンクラー設置助成 15か所 |
| ②   | グループホームの市営住宅活用 | 市営住宅の利用を希望する事業者に対し、利用可能な住戸の調整を図る。                          | 36戸           | 41戸              |

(6) 日中活動系サービス等の充実

| ア. 日中活動系サービス等の充実  |                          |   |             |             |
|---|--------------------------|---|-------------|-------------|
| 生活介護については、さらに充実したサービスとなるよう、送迎加算の拡充や入浴等の支援が報酬上評価される仕組み、医療的ケアが必要な重度障がいのある人への対応が可能となるよう国に対して働きかけていきます。   |                          |   |             |             |
| 自立訓練（生活訓練）については、利用期間の設定が利用者のニーズに合わない等の理由から、利用の伸びが低調であり、今後は、自立訓練（機能訓練）と合わせて、より充実した支援が可能となるよう事業内容の見直しを国へ働きかけていきます。  |                          |   |             |             |
| 就労移行支援、就労継続支援については、障がいのある人の就労を進めるうえで、重要なサービスであり、就労につなげるための支援がより効果的に発揮できるよう、障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化に取り組みます。特に、就労移行支援におけるアセスメントについては、個々の能力や状況等を踏まえて実施し、適切な支援につながるよう検討していきます。 |                          |   |             |             |
| 地域活動支援センターについても、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行う社会資源として、安定した運営ができるよう支援に努めます。   |                          |   |             |             |
| 地域活動支援センターが、障がいのある人の多様な日中活動のニーズに対応していくため、日中活動系の障がい福祉サービスでは対応できないニーズへの対応など、制度の意義とあり方を検討し、日中活動への支援策の充実を図っていきます。   |                          |   |             |             |
| No  | 事業                       | 事業内容  | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 地域活動支援センター（活動支援A型）事業運営助成 | 障がいのある方に対して、通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 | 44か所        | 41か所        |
| ②   | 地域活動支援センター（活動支援B型）事業運営助成 | 障がいのある方に対して、通所により、創作的活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。      | 9か所         | 8か所         |

(7) 障がいのある子どもへの支援の充実

| ア. 障がい児支援の充実   |                                     |  |                              |                              |
|--|-------------------------------------|--|------------------------------|------------------------------|
| 支援体制の構築にあたっては、ライフステージに応じた一貫した支援の推進と支援機関の円滑な連携の推進が重要であり、保健医療・子育て支援・教育・福祉等の関係機関の連携を確保するとともに、児童発達支援センターが支援の中核として、障がいの重度化・重複化や多様化に対する専門的機能を活かし、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密な連携等が行えるよう取り組みを進めます。 |                                     |  |                              |                              |
| 保育所や幼稚園等において障がいのある児童の積極的な受け入れを支援するため、保育所等訪問支援事業として、障がいのない児童との集団生活に適応するための専門的な支援を行い、一貫した支援の推進につなげます。  |                                     |  |                              |                              |
| 障がいのある児童を早期に発見し、適切な支援を早期に受けることができるよう取り組むとともに、保護者やきょうだいなどの家族を含めた支援の必要性を踏まえた取り組みを進めます。   |                                     |  |                              |                              |
| 発達障がいのある児童を対象とした専門療育機関や重症心身障がいのある児童を対象とした児童発達支援センターの確保、医療的ケアに対応したショートステイ事業の実施など、障がいの特性に配慮した療育支援を推進します。   |                                     |  |                              |                              |
| 障がい児入所施設においては18歳以上の入所者（年齢超過者）の割合が非常に高い状況があり、年齢超過者の地域移行を支援することによって、福祉型障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に取り組みます。   |                                     |  |                              |                              |
| No   | 事業                                  | 事業内容   | 平成27年度の実施状況                  | 平成28年度の実施状況                  |
| ①  | 児童発達支援                              | 障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。                                | 1,972人<br>(H28.3末時点の支給決定実人数) | 2,491人<br>(H29.3末時点の支給決定実人数) |
| ②  | 医療型児童発達支援                           | 児童発達支援に加えて医療の提供を行う。  | 65人<br>(同上)                  | 39人<br>(同上)                  |
| ③  | 放課後等デイサービス                          | 在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。                                      | 3,506人<br>(同上)               | 4,211人<br>(同上)               |
| ④  | 発達障がい児専門療育                          | 自閉症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施 | 6か所設置<br>定員280人              | 6か所設置<br>定員280人              |
| ⑤  | 本市放課後児童施策に障がいのある子どもが円滑に利用できるよう取り組む。 | 児童いきいき放課後事業  | 2,811人                       | 2,942人                       |
|  |                                     | 留守家庭児童対策事業   | 102人                         | 116人                         |

| イ. 関係機関の連携した支援の推進   |                     |  |                 |                 |
|---|---------------------|--|-----------------|-----------------|
| 乳幼児期、学齢期、そして学校卒業後のそれぞれについて、障がいのある子どもが利用する福祉サービスや支援機関は教育、保健・医療、福祉、就労支援等の関係機関と多岐にわたることから、各機関が連携し継続性をもってライフステージに応じた支援を行っていきます。 |                     |  |                 |                 |
| 障がいのある児童やその家族等を支えるため、身近な相談支援機関や医学的診断・検査・運動発達評価を行う専門的機能を持った機関等がそれぞれの特性を活かして相談支援を実施します。                                       |                     |  |                 |                 |
| No  | 事業                  | 事業内容   | 平成27年度の実施状況     | 平成28年度の実施状況     |
| ①   | 知的障がい児母子訓練事業        | 在宅の知的障がい児への身辺自立及び社会適応訓練等並びに保護者への養育知識の指導及び心理的援助   | 7グループ           | 0グループ           |
| ②   | 1歳6か月時健康診査後精密検査事後指導 | 子ども相談センターにおいておおむね2歳児を対象にした親子通所訓練の実施  | 2グループ           | 2グループ           |
| ③   | 重症心身障がい児訪問指導事業      | 重症心身障がい児の家庭を相談員が訪問し、各種の助言や情報提供を行う<br>※平成28年度実績より計上の対象を18歳未満に変更                           | 1,148人          | 389人            |
| ④   | 障がい児等療育支援事業         | 訪問   | 延1,161件         | 延874件           |
|   |                     | 外来   | 延3,898件         | 延3,270件         |
|   |                     | 施設職員指導   | 延300件           | 延318件           |
| ⑤   | 発達障がい児専門療育          | 自閉症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施 | 6か所設置<br>定員280人 | 6か所設置<br>定員280人 |

(8) スポーツ・文化活動の振興

ア. スポーツ文化活動への参加の促進

地域でスポーツ・文化活動に参加できる機会を確保するため、地域のスポーツセンターやプールなどのスポーツ施設について障がいのある人の利用促進を図ります。

市立の各種ホール・施設についても、安全の確保や利便性の向上を図る等、障がいのある人に配慮した整備を進めるとともに、民間施設についても協力を求め、障がいのある人の文化活動への参加の促進を図ります。

| No | 事業                 | 事業内容   | 平成27年度の実施状況  | 平成28年度の実施状況  |
|----|--------------------|--|--|--|
| ①  | 障がい者スポーツセンター運営     | ・長居障がい者スポーツセンター（スポーツ施設）及び舞洲障がい者スポーツセンター（スポーツ施設・宿泊研修施設）で実施                                | スポーツ施設<br>648,815人   | 628,957人   |
|    |                    |  | 宿泊研修施設<br>23,412人  | 23,463人  |
| ②  | 大阪市スポーツ施設の各種設備整備   | 「ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にのっとり、スポーツ施設に障がい者用トイレやスロープ、エレベーター等の各種設備を整備                             | 平成27年度までの整備状況<br>陸上競技場、球技場、野球場、庭球場、修道館、弓道場、屋内プール、スポーツセンター、体育館 など | 平成28年度までの整備状況<br>陸上競技場、球技場、野球場、庭球場、修道館、弓道場、屋内プール、スポーツセンター、体育館 など |
| ③  | 民間施設等の新築・増築への指導    | 民間事業者が美術館、一定規模以上の劇場、映画館、スポーツ施設等の新築、増築工事を行う場合、「ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき事前協議を行い、整備基準に適合するよう指導 | 協議件数 2件  | 協議件数 3件  |
| ④  | 市内文化施設・プールの入場料等の減免 | 手帳所持者に対して入場料等の減免   | 手帳呈示による減免  | 手帳呈示による減免  |

イ. スポーツ・文化活動の振興

舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターにおいては、障がいのある人が、その障がいの状況に応じて、気軽にスポーツに取り組めるよう、各種の教室を開催するとともに、地域のスポーツセンターやプールなどでのスポーツ活動の普及を図ります。

障がいのある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる指導員の養成やボランティアを育成するとともに、国際競技大会または全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を取ることができるよう、スポーツ技術の向上を図るため、競技団体の育成を図り、各種スポーツ大会の開催や選手の派遣を行います。

平成32年のオリンピック・パラリンピックの開催地が日本に決定したことを契機に、障がいのある人のスポーツに対する市民の関心を高め、スポーツの振興を図ります。

障がいのある人が余暇を楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、障がいの状況やライフスタイルに適したレクリエーションの普及や多様化するスポーツ活動の支援を図ります。

障がいのある人が芸術・文化活動を通じて精神的な豊かさを充実させるため、地域における文化活動を支援し、芸術・文化活動の振興を図ります。

| No | 事業                   | 事業内容   | 平成27年度の実施状況   | 平成28年度の実施状況   |         |
|----|----------------------|--|---|---|---------|
| ①  | 障がい者スポーツの振興          | 大阪市障がい者スポーツ大会開催  | 参加者 480人  | 参加者 545人  |         |
|    |                      | 全国障がい者スポーツ大会派遣   | 派遣人数 114人   | 派遣人数 112人   |         |
|    |                      | 障がい者スキー教室の開催   | 参加者 106人  | 参加者 108人  |         |
| ②  | 障がい者スポーツ（国際親善）大会     | 障がい者スポーツ（車椅子バスケットボール）の普及・発展とトッププレーヤーとの体験・交流を通じた障がいおよび障がい者への理解啓発事業の実施 | 交流参加者 約2,000人<br>(8区8会場)<br>来場観戦者 約9,700人<br>(3日間) 参加国4カ国 | 交流参加者 約1,700人<br>(8区8会場)<br>来場観戦者 約9,800人<br>(3日間) 参加国4カ国 |         |
| ③  | 知的障がい者スポーツ大阪大会への開催補助 | 知的障がい者スポーツ大阪大会（スポーツ・フェスタ）の開催   | (参加者 2,295人)  | (参加者 2,132人)  |         |
| ④  | 地域活動(クラブ活動)へ助成       | クラブ活動  | 視覚障がい者関係  | 延912人   | 延1,376人 |
|    |                      |  | 聴覚障がい者関係  | 延2,104人   | 延1,127人 |
|    |                      |  | 肢体障がい者関係  | 延240人   | 延200人   |
|    |                      | 視覚障がい者点字・パソコン講習会   | 受講者22人  | 受講者 26人   |         |
|    | ろうあ者日曜教室             |  | 参加者 146人  | 参加者 306人  |         |

第2章の2 地域生活への移行

1 入所施設利用者の地域移行

2 施策の方向性

(1) 地域移行支援の推進

| ア. 相談支援事業者の確保   |           |                         |                 |                 |
|---|-----------|-------------------------|-----------------|-----------------|
| 地域生活移行や地域定着支援に向けて、サービス等利用計画の作成やモニタリング、各種障がい福祉サービス事業者等への同行支援や、地域生活の体験の取り組み、入居のための支援等を行う相談支援事業者の量的・質的な確保に努めます。また、相談支援事業者に対しては、地域移行が円滑に進むよう基幹相談支援センターを中心として、地域移行支援に関する研修についても取り組みを進めていきます。 |           |                         |                 |                 |
| No  | 事業        | 事業内容                    | 平成27年度の実施状況     | 平成28年度の実施状況     |
| ①   | 計画相談支援説明会 | 事業者向けに計画相談支援についての説明会を開催 | 各区地域自立支援協議会等で開催 | 各区地域自立支援協議会等で開催 |

| イ. 地域移行のコーディネート機能を活用した推進  |            |                                   |             |             |
|---|------------|-----------------------------------|-------------|-------------|
| 地域移行を進めるためには、施設入所者への地域生活に関する情報提供や不安の解消に取組みながら、地域移行に向けた意識づくり、家族の理解の促進など、前段階における取組みが必要です。                             |            |                                   |             |             |
| 相談支援事業者が地域移行希望者のニーズや状態像を把握しながら、的確な支援を行う必要があることから、施設から相談支援事業者へと円滑な引き継ぎが行われるよう、必要に応じて、基幹相談支援センターが地域移行に係るコーディネートを行います。 |            |                                   |             |             |
| No  | 事業         | 事業内容                              | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 基幹相談支援センター | 基幹相談支援センターが、施設・指定一般相談支援事業所と調整を行う。 | 1か所         | 1か所         |

| ウ. ピアサポーターによる支援   |        |   |             |             |
|---|--------|---|-------------|-------------|
| 相談支援事業者は、施設に入所している人への意識づくりや不安解消のための働きかけや、さらには体験外出や体験宿泊等の支援において、必要に応じてピアサポーターの活用を図ります。 |        |   |             |             |
| No  | 事業     | 事業内容  | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 相談支援事業 | 障がいのある方の抱える不安について、同じ目線で相談に乗り、不安の解消を図ることなどを目的に、基幹相談支援センター及び各区障がい者支援センターがピアカウンセラーを活用する。 | 25か所        | 25か所        |

| エ. 家族等への支援  |               |  |             |             |
|---|---------------|--|-------------|-------------|
| 地域生活への移行について、入所施設及び相談支援事業者が連携して情報を共有化し、家族の理解が得られるよう働きかけを行います。 |               |  |             |             |
| No  | 事業            | 事業内容   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 区障がい者相談支援センター | 地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行うとともに、その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う。 | 24か所        | 24か所        |

| オ. 地域移行に係る啓発  |               |  |             |             |
|---|---------------|--|-------------|-------------|
| 地域移行を推進していくためには、地域の福祉サービス事業者や施設、関係機関の連携のもとに、地域移行に関する理解の促進など認識の共有化が必要であるため、基幹相談支援センターを中心に、各区地域自立支援協議会の活用等を含め、研修や啓発活動などに取り組みます。 |               |  |             |             |
| No  | 事業            | 事業内容   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 基幹相談支援センター    | 区地域自立支援協議会の活動状況について把握し、市自立支援協議会への報告を行う。                            | 1か所         | 1か所         |
| ②   | 区障がい者相談支援センター | 区自立支援協議会に参画し、総合的に課題を集約し、既存の社会資源を地域ニーズに合わせて改善又は新たに開発することに向けた取組みを行う。 | 24か所        | 24か所        |

| カ. 障がい児施設の年齢超過者や市外施設の入所者に対する取り組み  |  |
|---|--|
| 障がい児施設の18歳以上の入所者（年齢超過者）や、市外施設への入所者が多くおられることから、他の入所者と同様に地域移行を進めていくことが求められており、必要な支援のあり方について検討します。 |  |
| また、金剛コロニーの再編整備計画に伴い、大阪市内からの同コロニーへの入所者の状況やその意向の把握に努め、地域移行の促進に取り組みを進めます。                          |  |

| キ. 地域移行困難者に対する支援   |  |
|--|--|
| 行動障がいや重度重複障がい等の地域移行が困難な人にも対応した地域生活支援の体制を構築していくために、行動障がい・重度障がいのある人の受け入れが可能なグループホームの確保や、専門分野別の研修に取り組むなど、その支援体制や連携体制のあり方を具体的に検討していきます。また、地域移行支援の対象拡大に伴い、矯正施設等を退所した人に対する支援についても地域生活定着支援センター等と連携して対応を進めていきます。 |  |

(2) 地域定着支援の推進

| ア. 地域での受け皿の確保   |                |  |             |                  |
|---|----------------|--|-------------|------------------|
| <p>地域生活への移行を促進するためには住まいの確保や各種サービスを提供する支援体制等、地域における受け皿の確保に努めます。特に、住まいの確保に向けて、グループホームの設置助成や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、設置の促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては相談支援事業者が入居契約手続等の支援に努めます。</p> <p>居宅介護、重度訪問介護事業や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。</p> |                |  |             |                  |
| No  | 事業             | 事業内容   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況      |
| ①   | 共同生活援助事業       | 営利活動を目的としない法人が市内で共同生活援助事業所を新規に設置する場合の整備及び設備整備にかかる経費の一部を助成。(34-①参照) | 設置助成 13か所   | 設置助成 16か所        |
|   |                |  | 住宅改造助成 12か所 | 住宅改造助成 14か所      |
|   |                |  | 設備整備助成 16か所 | 設備整備助成 17か所      |
|   |                |  | —           | スプリンクラー設置助成 15か所 |
| ②   | グループホームの市営住宅活用 | 市営住宅の利用を希望する事業者に対し、利用可能な住戸の調整を図る。(34-②参照)                          | 36戸         | 41戸              |
| ③   | 住宅入居等支援事業      | 区障がい者相談支援センターによる民間賃貸住宅の入居契約支援                                      | 31件         | 28件              |

| イ. 地域定着支援に向けたネットワークの構築  |               |  |             |             |
|---|---------------|--|-------------|-------------|
| <p>相談支援事業者が、移行後の地域生活定着に向けた必要な支援を行うため、区障がい者相談支援センターが中心となり、区保健福祉センター等の関係機関と地域の事業所等との連携によるネットワークの構築を図り、切れ目のない支援を進めます。</p> <p>相談支援事業者が、常時の連絡体制を確保し、地域の事業所や関係機関等と連携し、緊急時での相談等に適切に対応することにより、地域での安心した生活づくりに努めます。</p> <p>重症心身障がい、重度・重複障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいや発達障がいなどにも対応できるよう、地域の医療機関や福祉事業者の連携が必要であり、移行後の生活づくりのための支援・連携体制について検討します。</p> |               |  |             |             |
| No  | 事業            | 事業内容   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 区障がい者相談支援センター | 担当区域内の指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに障がい児相談支援事業者に対する後方支援を行う。 | 24か所        | 24か所        |

(2) 施設入所への対応

| ・施設入所への対応   |                 |  |                      |                      |
|---|-----------------|--|----------------------|----------------------|
| <p>施設入所者に対しては、地域移行支援や地域定着支援による取り組みを進めることにより、地域移行を希望する人が安心して地域生活を実現できるよう支援していきます。</p> <p>また、地域移行を進める一方で、新たに施設へ入所される方もおられることから、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本とし、区障がい者相談支援センターが中心となり、区保健福祉センター等の関係機関等と連携しながら各種サービスにつなげていけるような仕組みを構築します。</p> |                 |  |                      |                      |
| No  | 事業              | 事業内容   | 平成27年度の実施状況          | 平成28年度の実施状況          |
| ①   | 地域移行支援 (H24.4～) | 施設や精神科病院に長期に入所等している障がい者が住居の確保や新生活の準備等をする為の支援を行う。 | 28.3月末支給決定者数<br>20人  | 29.3月末支給決定者数<br>14人  |
| ②   | 地域定着支援 (H24.4～) | 居宅で1人暮らししている障がい者について、夜間を含めた緊急連絡、相談サポート体制の構築を行う。  | 28.3月末支給決定者数<br>312人 | 29.3月末支給決定者数<br>364人 |

II 入院中の精神障がいのある人の地域移行

2 施策の方向性

(1) 精神科病院との連携

| ・精神科病院との連携  |          |   |                          |                          |
|---|----------|---|--------------------------|--------------------------|
| <p>こころの健康センターは、精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を引き続き行います。</p> <p>各区精神保健福祉相談員が行う事前面接に同行し、各精神科病院（退院後生活環境相談員など病院職員）と顔の見える関係をつくりながら、地域移行利用者を増やすために積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また、大阪市民の多くが大阪市外の精神科病院に入院していることから、精神科病院との連携を図るために、こころの健康センターがコーディネーターの役割を果たし、広域的に大阪府とも連携しながら地域移行を推進していきます。</p> |          |   |                          |                          |
| No  | 事業       | 事業内容  | 平成27年度の実施状況              | 平成28年度の実施状況              |
| ①   | ピアサポート事業 | 退院可能な精神障がい者の入院している病院に、ピアサポーターが訪問し、体験を生かした情報提供を行うことで、退院意欲を高める。 | 院内患者交流会352名<br>地域交流会 26名 | 院内患者交流会285名<br>地域交流会 18名 |



(2) 地域活動支援センター（生活支援型）等との連携

| ・地域活動支援センター（生活支援型）等との連携   |                   |  |                                   |                                    |
|---|-------------------|--|-----------------------------------|------------------------------------|
| 大阪市では、地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や地域の事業所の見学等をしながら、地域移行をめざし実績をあげてきた経過があります。今後はこころの健康センターと地域活動支援センター（生活支援型）がともに技術支援を行い、基幹相談支援センターと連携し、障がい福祉サービス事業者等の地域の支援機関とも協働していきます。 |                   |  |                                   |                                    |
| No  | 事業                | 事業内容   | 平成27年度の実施状況                       | 平成28年度の実施状況                        |
| ①   | 地域活動支援センター（生活支援型） | 障がいのある方に対して、専門相談員による相談支援とあわせて、通所による創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 | 9か所                               | 9か所                                |
| ②   | 精神障がい者地域生活移行支援事業  | 家族の状況、社会復帰施設など地域で生活するための条件が整っていないことから、入院が長期化しているいわゆる社会的入院の解消を図る。     | 退院支援した者33名<br>退院した者15名<br>継続支援11名 | 退院支援した者21名<br>退院した者 8名<br>継続支援 13名 |

(3) 精神科病院入院者への啓発

| ・精神科病院入院者への啓発  |          |   |                          |                          |
|--|----------|---|--------------------------|--------------------------|
| 入院中の対象者及び精神科病院に対する啓発として、ピアサポーターを中心に精神科病院への訪問による地域の生活情報提供を実施するとともに、地域において入院中の対象者との交流を図る啓発を実施しています。<br>ピアサポーターによる啓発は入院中の対象者に退院への意欲を向上させるとともに、精神科病院関係者の啓発としても重要であり、今後も継続的に実施していきます。 |          |   |                          |                          |
| No   | 事業       | 事業内容  | 平成27年度の実施状況              | 平成28年度の実施状況              |
| ①  | ピアサポート事業 | 退院可能な精神障がい者の入院している病院に、ピアサポーターが訪問し、体験を生かした情報提供を行うことで、退院意欲を高める。 | 院内患者交流会352名<br>地域交流会 26名 | 院内患者交流会285名<br>地域交流会 18名 |

(4) 家族及び地域住民への理解のための啓発

| ・家族及び地域住民への理解のための啓発  |            |  |                     |                     |
|--|------------|--|---------------------|---------------------|
| 地域移行・地域定着のためには、家族及び地域住民の理解を得ることが大切です。市民講座や家族教室・ボランティア養成講座など、さまざまな機会をとらえ、各区で市民啓発に取り組みことで、精神科病院へ長期入院している方の事情や支援の取り組みの理解を図っていくとともに、共に生きる地域の大切さを伝えていきます。 |            |  |                     |                     |
| No   | 事業         | 事業内容   | 平成27年度の実施状況         | 平成28年度の実施状況         |
| ①  | 精神障がい者家族教室 | 精神障がい者を持つ家族に対して精神障がいに関する知識の提供や疾病についての正しい理解を促す。 | 開催回数 243回<br>1,583人 | 開催回数 295回<br>1,835人 |

(5) 地域保健医療と多職種チームとの連携

| ・地域保健医療と多職種チームとの連携  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| 地域移行・地域定着を図るには、地域での受け皿であるグループホームなど地域におけるサービス基盤の確保・充実を図っていきます。   |  |  |  |  |
| また、こころの健康センターは、コーディネーター機能を果たし、各区精神保健福祉相談員に技術支援を行います。さらに、支援関係者の支援力の担保とともに支援者の拡大のために、継続的にスキルアップのための研修を実施していきます。   |  |  |  |  |
| 当事者本人の主体的な自己決定のもと、地域移行後の生活を円滑に営み続けるためには、必要な福祉サービスを受けながら適切な医療を受けられるよう、地域支援関係者、精神科診療所、訪問看護ステーションなど多職種チームによる支援は重要です。地域自立支援協議会との連携を図るとともに、地域連携のあり方など、国の動向を見据えながら、その方策について検討会議で継続的に検討していきます。 |  |  |  |  |
| また、生活保護受給の長期入院者については各区の関係部署と連携し入院状況を把握し、地域移行に取り組んでいきます。   |  |  |  |  |

第3章 地域で学び・働くために

2 施策の方向性

(1) 就学前教育の充実

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| ア. 幼稚園、保育所における教育・保育の充実   |  |  |  |  |
| 幼稚園においては、地域で仲間と共に育ちあい、楽しく生活できる教育の内容充実を図り、より多くの幼稚園で受入れの促進に努めます。                     |  |  |  |  |
| 保育所においては、地域社会の中で障がいのあるこどもとないこどもが共に育ちあう保育を今後とも積極的に推進し、保育内容の充実を図り、受入れの促進に努めます。       |  |  |  |  |
| 障がいの早期発見早期支援の観点から保育所においても関係機関と連携し、適切な支援を行うため、個別支援計画、個別指導計画を作成するなど支援体制の整備を進めます。     |  |  |  |  |
| 幼稚園、保育所ともに、地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切にし、教育・保育内容の一層の充実を図ります。                 |  |  |  |  |
| 児童発達支援センター及び関係機関では、専門的な立場から、幼稚園・保育所・小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。  |  |  |  |  |
| 保育所等訪問支援事業として、保育所等を現在利用中の、または今後利用する予定の障がいのある児童に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。 |  |  |  |  |

| No | 事業                  | 事業内容   | 平成27年度の実施状況  | 平成28年度の実施状況  |
|----|---------------------|--|--|--|
| ①  | 障がい児共同保育の推進         | 共に育ち合う保育を積極的に推進し、その内容の充実を図っている   |  |  |
| ②  | 共に生きる意識の育成          | 大阪市教育振興基本計画に、大阪市における特別支援教育がめざす基本的方向として、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進する」、「自立し、主体的に社会参加できる力を養う」、「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進する」、「一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援のあり方を工夫する」の4つの視点を示し、施策や教育実践、研究の充実を図っている。   |  |  |
| ③  | 障がい児保育事業の実施         | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・設備整備<br/>保育が円滑にできるように施設や設備の整備に努めている。</li> <li>民間運営委託保育所及び民間保育所への障がい児保育にかかる補助<br/>障がい児の実態把握や保育現場（職員・保護者）への指導・助言を目的として障がい児保育巡回指導講師を派遣し、障がい児保育の推進に努めている。</li> <li>研修会や研究会の実施<br/>障がい児保育に携わる職員に対し、研修会や研究会を実施し人権保育の啓発に努め資質の向上を図っている。</li> </ul> | 公立保育所の実績<br>受入施設数：109か所<br>障がい児数：756人<br><br>民間保育施設の実績<br>受入施設数：212か所<br>障がい児数：766人<br><br>大阪市保育施設職員障がい児保育研修会3回実施448人、同研究会5回実施261人 | 公立保育所の実績<br>受入施設数：99か所<br>障がい児数：554人<br><br>民間保育施設の実績<br>受入施設数：232か所<br>障がい児数：809人<br><br>認定こども園の実績<br>受入施設数：5か所<br>障がい児数：12人<br><br>大阪市保育施設職員障がい児保育研修会3回実施487人、同研究会5回実施280人 |
| ④  | 知的障がい児母子訓練事業        | 在宅の知的障がい児への身近自立及び社会適応訓練等並びに保護者への養育知識の指導及び心理的援助   | 7グループ  | 0グループ  |
| ⑤  | 1歳6か月時健康診査後精密検査事後指導 | こども相談センターにおいておおむね2歳児を対象にした親子通所訓練の実施  | 2グループ  | 2グループ  |

イ. 視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校幼稚園部の充実

視覚特別支援学校・聴覚特別支援学校幼稚園部においては、専門的な教育内容の充実とともに、こどもの居住地との交流を進めます。また、在籍しない幼児の教育相談など、開かれた活動の充実を図ります。

| No | 事業                           | 事業内容 | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
|----|------------------------------|------|-------------|-------------|
| ①  | 幼稚園・保育所において障がいに応じた支援等の充実を図る。 |      |             |             |

ウ. 教育諸条件の整備・充実

施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのあるこどもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園における特別支援教育の充実を図ります。

幼稚園では、障がい等特別に支援が必要な幼児に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、介助アルバイトを配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。

| No | 事業  | 事業内容   | 平成27年度の実施状況  | 平成28年度の実施状況   |
|----|---|--|--|---|
| ①  | 担当教員の配置、学級編制上の配慮の他、研修による教員の指導力の向上を図っている。                        |  |  | 計画的に研修を実施し、指導力の向上を図っている。  |
| ②  | 研修の充実   | 「幼稚園特別支援教育研修会」「特別支援教育実践講座」「特別支援教育実践講座」「特別支援教育実践講座」「特別支援教育実践講座」「特別支援教育実践講座」等を実施し、理解・啓発に努めた。 | 「幼稚園特別支援教育研修会」「特別支援教育実践講座」「特別支援教育実践講座」「特別支援教育実践講座」「特別支援教育実践講座」等を実施し、理解・啓発に努めた。 | 「幼稚園特別支援教育研修」「特別支援教育実践講座」「特別支援教育実践講座」「特別支援教育実践講座」等を実施し、理解・啓発に努めた。 |
| ③  | 保護者、専門機関、幼稚園が連絡を取り、幼児の可能性が生かされるよう幼稚園の実情に応じた施設・設備面の整備に努めている。     |  | 各園で実施  | 各園で実施   |
| ④  | 障がいのある子どもの状況に応じた環境整備に努め、共に育ち合う保育を地域、保護者、関連機関と連携し、保育内容の充実を図っている。 |  | 各園で実施  | 各所で実施   |

(2) 義務教育段階における教育の充実

| ア. 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開   |  |                                 |  |   |
|---|--|---------------------------------|--|---|
| <p>障がいのある児童・生徒は、まず居住地の学校の児童・生徒と位置づけられることから、地元の小・中学校が就学の相談を受け、就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意向を最大限尊重するとともに、特別支援学校に就学した場合も、小・中学校との関係が断たれることのないよう取り組みます。また、学校教育全体で障がいのある児童・生徒を受けとめるという観点から、共に学び共に育ちあう多様な教育の展開を図ります。</p> <p>こどもの生きる力を育むため、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実を図り、自立に向けて可能性を最大限に伸ばします。具体的には、地域での自立と社会参加を展望しつつ、教育・医療・福祉など関係諸機関との連携のもと一人ひとりのニーズを把握し、本人・保護者の意見も踏まえて「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、教育方法や教育内容の充実を図ります。</p> <p>障がいのある人とない人との豊かな関係づくりを図る交流等、共に学び活動する取り組みをさらに積極的に進めます。</p> |  |                                 |  |   |
| No  | 事業   | 事業内容                            | 平成27年度の実施状況                                      | 平成28年度の実施状況                                     |
| ①   | 大阪市教育振興基本計画、養護教育基本方針に基づいて交流及び共同学習を積極的に実施し、教育実践の深化に努めている。 |                                 |  |   |
| ②   | 個別の指導計画・個別の教育支援計画について学校園の相談に応じている。                       |                                 |  |   |
| ③   | 特別支援教育モデル研究巡回相談  | 「特別支援教育モデル研究実施校園」として指定し、研究を行った。 | 幼稚園 9園<br>小学校 22校<br>中学校 9校<br>高等学校 2校           | 幼稚園 5園<br>小学校 24校<br>中学校 11校<br>高等学校 3校         |
|   |  | 「特別支援教育モデル研究実施校園」として指定し、研究を行った。 | 延巡回校数<br>幼稚園 100<br>小学校 411<br>中学校 96<br>高等学校 11 | 延巡回校数<br>幼稚園 91<br>小学校 421<br>中学校 114<br>高等学校 8 |
| ④   | 特別支援教育指導事例集等の発行及び学校への配付                                  |                                 | 「わくわくICT タブレット端末入門」の発行・配付                        | インクルーシブ教育推進室ライブラリーの設置                           |
| ⑤   | 特別支援学校と児童・生徒の居住地の小・中学校との交流を推進している。                       |                                 |  |   |

イ. 教育諸条件の整備・充実

小・中学校では、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の一層の推進に向け、特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童・生徒への個別支援等を行うとともに、障がいのない児童・生徒との交流を深め、特別支援教育の充実を図ります。また、区のマネジメントによる発達障がいサポーターの配置により、発達障がい等のある児童・生徒の学習支援等に当たるなど、今後も各学校の状況を把握し、ニーズをふまえ、校内における支援体制整備の充実に努めます。また、特別支援学校における教室不足等の課題の改善にも努めます。

各学校園における特別支援教育の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るなど、学校園内における体制づくりを推進します。また、特別支援教育に関する相談や研究の充実を図ります

特別支援教育担当アドバイザーや担当指導主事が要請のある各学校園を巡回し、必要に応じて医師や大学関係者等の専門家を招聘するなど教員の発達障がいに関する専門性の向上を図ります。

特別支援学校のスクールアドバイザー等が、地域学校園を支援するセンター機能を活用し、発達障がいのある幼児・児童・生徒に対する相談や研修の実施、進路指導や就業に関する相談の実施により、発達障がいのある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援に努めます。

エレベーターの設置など施設設備の整備・改善や、拡大教科書の活用を進めるなどを行い、障がいの有無にかかわらず共に学びやすい環境の整備に努めます。

医療的ケアが必要な児童・生徒が増えていることから、共に学ぶ教育が進むよう、看護師資格を持つ者の巡回などの対応の充実を図ります。

障がいのある児童・生徒の通学については、小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童・生徒の荒天時等のタクシー利用や、特別支援学校のスクールバスの運行等に取り組んでおり、今後も国の動向を注視しつつ、個々のケースに応じて適切な支援の充実に努めます。

| No | 事業                        | 事業内容  | 平成27年度の実施状況            | 平成28年度の実施状況            |
|----|---------------------------|---|------------------------|------------------------|
| ①  | 特別支援教育の専門性を高めるため、研修会を実施   | 特別支援教育実践講座、特別支援教育コーディネーター研修等  | 14種 99回                | 15種 138回               |
| ②  | 特別支援学校へのスクールバス運行          |   | 52台                    | —                      |
| ③  | エレベーター設置                  | 移動の困難な児童・生徒の在籍する学校に設置   | 新規設置分 3基               | 新規設置分 3基               |
|    |                           |   | 小学校 294校中275校          | 小学校 292校中277校          |
|    |                           |   | 中学校 130校中128校          | 中学校 130校中128校          |
|    |                           |   | 高等学校 20校（18施設）中7校（7施設） | 高等学校 20校（18施設）中7校（7施設） |
|    |                           |   | 特別支援学校10校中9校           | —                      |
| ④  | 新設特別支援学級設備充実事業費を配当        | 新設特別支援学級設備充実事業費を配当  | 小学校2校<br>中学校1校         | 小学校4校<br>中学校1校         |
| ⑤  | 学校施設の整備                   | 特別支援学級室の改造、教室の出入口改修や廊下のスロープ設置等  | 小学校7校                  | 小学校9校                  |
|    |                           |   | 中学校0校                  | 中学校2校                  |
| ⑥  | 筋ジストロフィー・重複障がい児用の補助用具等の整備 | バギー等を学校に貸与  | 小学校4校<br>中学校2校         | 小学校6校<br>中学校0校         |
| ⑦  | 特別支援学級児童・生徒通学用タクシー        | 肢体不自由等で通学が困難な特別支援学級児童・生徒のタクシー通学を実施                                      | 小学校31校44名<br>中学校18校32名 | 小学校32校44名<br>中学校16校25名 |
| ⑧  | 聴能訓練・機能訓練指導員の派遣           | 難聴学級と肢体不自由学級の一部に訓練指導員を派遣  | 聴能訓練指導員<br>11校18名      | —                      |
| ⑨  | 看護指導員派遣                   | 医療的ケアの支援として肢体不自由特別支援学校以外の特別支援学校と一部小・中学校に看護指導員を派遣                        | 計28校                   | —                      |
| ⑩  | 看護師の配置                    | 医療的ケアの必要な児童生徒への看護師配置（小・中学校）   | 小・中学校 計28校32名          | 小・中学校 計34校35名          |
| ⑪  | 特別支援学校への空調設備設置            |   | 普通教室100%               | —                      |
| ⑫  | こころの健康センター思春期問題相談         | 思春期を中心とした不登校、家庭内暴力、様々な適応障がいや不安、抑うつ、神経症的症状、摂食障がい等における個別相談や家族等のグループ指導を実施。 | 延 44人                  | 延 66人                  |

| ウ. 特別支援学校等の機能の充実  |                      |  |                          |             |
|---|----------------------|--|--------------------------|-------------|
| 特別支援学校では、在籍する児童・生徒への指導を一層充実させるとともに、小学校・中学校等の実践を支援する特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていきます。  |                      |  |                          |             |
| 疾病による障がいのある児童・生徒が病状を理解し、主体的に必要な治療や生活規制に取り組むことができるよう一層の専門性の向上、医療・福祉等関係機関との連携に努めます。                                     |                      |  |                          |             |
| 周辺の校園との交流とともに、在籍する児童・生徒の居住地の校園や地域との交流も進めません。  |                      |  |                          |             |
| 発達障がい等も含めた相談機能を充実するなど、地域における特別支援教育のセンターとして、各校園を支援します。また、小学校で実施している児童いきいき放課後事業に、校区内に在籍する特別支援学校在籍児童も参加し、居住地での交流を進めています。 |                      |  |                          |             |
| No  | 事業                   | 事業内容   | 平成27年度の実施状況              | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 「生活訓練広場」「生活訓練室」の設置   | 肢体不自由特別支援学校3校に平成2年度に設置された「生活訓練広場」が、地域の幼稚園・保育所・小学校等との交流の場となっている。また、平成8年度に光陽特別支援学校に、平成13年度に思客特別支援学校に宿泊設備をもつ「生活訓練室」を設け、他校も利用できるようにした。 | 年間を通じて教育活動で利用            | —           |
| ②   | 視覚・聴覚特別支援学校通級指導      | 視覚・聴覚特別支援学校で通級指導により、小・中学校に在籍する視覚・聴覚障がい児童・生徒への指導を行うとともに、通常学級との連携を図っている。   | 小・中学生 54名<br>(特別支援学級を含む) | 小・中学生 22名   |
| ③   | 大阪市立特別支援学校教育研究会紀要の配布 | 大阪市立特別支援学校教育研究会で、教育内容、方法を研究し、その成果をまとめた紀要を各校へ配布。  | 年1回                      | —           |
| ④   | 各特別支援学校公開講座          | 地域の特別支援教育のセンター機能として、小中学校の教職員を対象に、各特別支援学校で公開講座等の研修を実施する。(毎年)  | 11実施                     | —           |
| ⑤   | 特別支援学校における相談(地域支援)   | 地域の特別支援教育のセンター機能として、特別支援学校で小・中学校の特別支援教育担当者などの相談に応じている。   | 11校で実施<br>(2008回)        | —           |

(3) 後期中等教育段階における教育の充実(高等学校・高等部)

| ア. 多様な教育の展開   |                                 |  |                               |                               |
|---|---------------------------------|--|-------------------------------|-------------------------------|
| 義務教育修了後の進路について、多様な選択が可能となるように「知的障がいのある生徒の高等学校への受け入れに係る調査研究」の成果を踏まえて、平成18年度より2校で実施している「知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜」を継続して進めます。また、高等学校での受け入れの拡大については引き続き具体的な検討を継続していきます。 |                                 |  |                               |                               |
| 特別支援学校高等部においては、卒業後の地域での自立と社会参加を展望しつつ、関係機関との連携を図りながら「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」に基づきその教育内容の充実を図るとともに、同世代の生徒や地域との交流、さらに、高等学校等の実践への支援にも努めます。                             |                                 |  |                               |                               |
| No  | 事業                              | 事業内容   | 平成27年度の実施状況                   | 平成28年度の実施状況                   |
| ①   | 中学校進路指導の充実                      | 進路全般にわたる指導の充実を図っている。   |                               |                               |
| ②   | 特別支援学校高等部への入学希望者の全員入学に努めている。    |  | 希望者は全員入学                      | —                             |
| ③   | 「知的障がいのある生徒の高等学校受け入れに係る調査研究」の実施 | 平成14年度より市立高等学校1校を指定し、知的障がいのある生徒の高等学校受け入れについて調査研究を行った。平成18年度より高等学校2校において「知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜」を実施している。 | 普通科・工業科2校で入学者選抜を行い、各3名の合格者を決定 | 普通科・工業科2校で入学者選抜を行い、各3名の合格者を決定 |

| イ. 自立に向けた教育内容等の充実  |   |   |                                       |  |
|--|---|---|---------------------------------------|--|
| 自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標をたて、教育内容の充実を図ります。また、社会の変化を踏まえ一人でも多くの生徒が一般就業につながるよう職業教育も含め自立に向けた教育の推進を図ります。  |   |   |                                       |  |
| 卒業後を見通した長期的な視点で教育的支援を行うため、「個別的教育支援計画」を作成し、“移行計画”として活用することで、ライフステージを通じた一貫した支援となるよう、進路先や生活支援に係る関係諸機関など地域の社会資源との連携を強め、職場体験実習や就労先の開拓、就労後の離職やトラブルの防止に努めるとともに、地域での自立生活の体験活動にも取り組む等、一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図ります。 |   |   |                                       |  |
| No   | 事業  | 事業内容  | 平成27年度の実施状況                           | 平成28年度の実施状況                            |
| ①  | 特別支援学校高等部における指導の充実                        | 特別支援学校高等部では、個々の生徒の実態に応じた教育課程を編成するように努め、作業学習や現場実習等自立に向けた指導の充実を図っている。                                   |                                       | —                                      |
| ②  | 視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校における職業教育の充実              | 視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校では職業学科を設置し、ニーズに即した職業教育の充実を図っている。   |                                       | —                                      |
| ③  | 知的障がい、肢体不自由の特別支援学校における職業教育の充実             | 作業学習を中心とし、職業教育の充実を図っている。  |                                       | —                                      |
| ④  | 職場実習等の実施                                  | ・企業等での現場実習<br>現場実習講師謝礼金を特別支援学校に配当   | 11校                                   | —                                      |
|  |   | ・大阪市キャリア教育支援センターでの実習  | 特別支援学校 9校<br>特別支援学級 95校<br>大阪市立高等学校2校 | 特別支援学校 10校<br>特別支援学級 91校<br>大阪市立高等学校2校 |
| ⑤  | 視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校、特別支援学校高等部教育課程編成要領に基づく指導 | ・特別支援学校高等部に進路指導担当職員1名を加配し、心身障がい者リハビリテーションセンターや大阪労働局、職安等関係諸機関と連携を図り、進路先の決定、職場開拓、就労後のアフターケア等就労支援に努めている。 | 新規企業開拓：209社                           | —                                      |
|  |   | ・進路指導主事連絡協議会を定期的に開催し、施設見学や情報交換をしながら、進路指導の充実を図っている。  |                                       | —                                      |
|  |   | ・進学を希望する生徒や国家試験、検定試験に関する相談を行っている。   |                                       | —                                      |
| ⑥  | 心身障がい者リハビリテーションセンターにおける進路の相談・指導の充実        | ・支援学校 生活・卒後相談   | 17件                                   | 6件                                     |
|  |   | ・知的障がい者進路相談   | 0件                                    | 0件                                     |
|  |   | ・地域リハビリテーション協議会のもとに支援学校等卒後対策専門部会を開催し、各関係機関との連携を図っている。   | 2回                                    | 2回                                     |

| ウ. 教育諸条件の整備・充実  |  |
|---|--|
| 高等学校、特別支援学校高等部、職業教育訓練センター等の施設・設備の改善や高等学校における個別の支援が必要な生徒の学習支援等にあたる介助補助員を配置するなど教育諸条件を整備し、その充実を図ります。 |  |
| 高等学校では、医療的ケアが必要な生徒に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、介助補助員を配置するなど、障がいの程度に応じて引き続き対応してまいります。                         |  |

#### (4) 生涯学習や相談・支援の充実

| ア. 生涯学習の機会提供   |                          |                                   |                             |                             |
|--|--------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 図書館等の社会教育施設や地域施設について、障がいのある人が利用しやすくなるよう整備を一層推進します。   |                          |                                   |                             |                             |
| 個性を生かして気軽に取り組める学習活動など、生涯学習の事業の充実を図ります。また、障がいのある人が身近な場で生涯学習活動に取り組めるよう、生涯学習ルーム事業などの内容の充実を図ります。 |                          |                                   |                             |                             |
| 事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけたり、資料をわかりやすいものにし、点字化するなど、だれもが参加しやすい環境整備に努めます。                    |                          |                                   |                             |                             |
| No   | 事業                       | 事業内容                              | 平成27年度の実施状況                 | 平成28年度の実施状況                 |
| ①  | 本市建築物の整備・改善              | ひとにやさしいまちづくり整備要綱に基づき実施（「生活環境」に記載） |                             |                             |
| ②  | 大活字本を収集・貸出               |                                   | 42,587冊                     | 42,134冊                     |
| ③  | 点訳絵本、さわる絵本、布の絵本の貸出・収集・所蔵 | 中央図書館                             | 699冊                        | 733冊                        |
|  |                          | 地域図書館                             | 1,288冊                      | 1,426冊                      |
| ④  | 肢体不自由者等に対する図書の郵送貸出       |                                   | 登録194人、<br>利用数1,147件、4,769冊 | 登録193人、<br>利用数1,268件、4,329冊 |

| No             | 事業   | 事業内容   | 平成27年度の実施状況           | 平成28年度の実施状況           |        |
|----------------|--|--|-----------------------|-----------------------|--------|
| ⑤              | 中央図書館の整備   | ・5階会議室に難聴者集団補聴装置   | 設置                    | 設置                    |        |
|                |  | ・各フロアーに拡大読書器、車椅子対応読書席を設置   | 設置                    | 設置                    |        |
|                |  | ・視覚障がい者用音声対応パソコン（対面朗読室内）設置   | 設置（3台）                | 設置（3台）                |        |
|                |  | ・障がい者サービス資料として下記等を所蔵、貸出  | 大活字本                  | 4,094冊                | 4,132冊 |
|                |  |  | 点訳絵本                  | 501冊                  | 517冊   |
|                |  |  | さわる絵本                 | 108冊                  | 126冊   |
|                |  |  | 布の絵本                  | 90冊                   | 90冊    |
|                |  |  | 点字資料                  | 8,910冊                | 9,192冊 |
|                |  |  | 録音資料                  | 2,296冊                | 2,119冊 |
|                |  |  | LLブック                 | 93冊                   | 158冊   |
| 点字雑誌           | 18タイトル   | 20タイトル   |                       |                       |        |
| 録音雑誌           | 6タイトル  | 4タイトル  |                       |                       |        |
| ・視覚障がい者に対面朗読実施 | 利用件数1,005件   | 利用件数1,041件   |                       |                       |        |
| ⑥              | インターネットによる図書の検索、予約   |  | 実施                    | 実施                    |        |
| ⑦              | 聴覚障がい者（登録者）へのファックスでの予約連絡、問い合わせの受付                          |  | 実施                    | 実施                    |        |
| ⑧              | 地域図書館における拡大読書器の設置、対面朗読サービスの実施                              | 東淀川図書館・旭図書館・平野図書館・阿倍野図書館<br>鶴見図書館・西淀川図書館・住吉図書館・東成図書館<br>城東図書館において実施  | 対面朗読サービス<br>利用件数 486件 | 対面朗読サービス<br>利用件数 432件 |        |
| ⑨              | 聴覚障がい者を対象とした成人学校   | 成人学校   | 3講座                   | 4講座48回                |        |
| ⑩              | 視覚障がい者を対象とした成人学校   | 成人学校   | 2講座                   | 2講座13回                |        |
| ⑪              | 障がい者交流学習事業   | 仲間づくりの教室   | 4教室                   | 1講座4教室各20回            |        |
|                |  | ふれあいの教室  | 1講座                   | 1講座1教室20回             |        |
| ⑫              | 聴覚障がい者を対象とした高齢者学級  | セミナー   | 1講座                   | 1講座6回                 |        |
| ⑬              | 公共文化施設の入場優待  | 手帳の呈示による優待の実施  | 継続実施                  |                       |        |
| ⑭              | 中央図書館で講演会開催（点字によるレジュメを配布）※事前に希望があれば点字レジュメを作成、23・24年度は希望なし。 | ・PTA・社会教育関係団体対象人権学習会促進事業「さわる楽しさ、ふれる喜び」<br>・マルチメディアデジター制作講習会・体験会<br>・さわって読む絵本展（ワークショップ、フォーラム）<br>・LLブックセミナー | 6講座8回                 | 4講座13回                |        |
| ⑮              | ・PTA・社会教育関係団体対象人権学習会促進事業および家庭教育充実促進事業を実施する際には手話通訳をつけている。   | PTA・社会教育関係団体対象人権学習会促進事業<br>家庭教育充実促進事業  | 3講座<br>2講座            | 3講座6回<br>7講座10回       |        |

イ、相談事業・相談活動の充実

特別支援学校が特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう、相談・支援活動を充実します。

こども相談センターでは、教育相談をはじめとした活動の充実を図るとともに他の相談機関や校園・地域社会等とも連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した相談・支援の推進に努めます。

| No | 事業                 | 事業内容   | 平成27年度の実施状況             | 平成28年度の実施状況                 |
|----|--------------------|--|-------------------------|-----------------------------|
| ①  | こども相談センターの特別支援教育相談 | 障がいのあるこども、特別な支援が必要となる可能性のあるこどもの就学や進学、学校での指導や配慮など、特別支援教育に関する相談。（再掲） | 実相談件数703件<br>延べ回数2,342回 | 相談実件数 609件<br>延べ相談回数 2,069回 |

| ウ. 放課後活動等の充実  |             |             |                               |                               |
|---|-------------|-------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 障がいのある児童の放課後活動や長期休業中の活動として、児童いきいき放課後事業での取り組みの充実を図ります。   |             |             |                               |                               |
| 児童いきいき放課後事業に参加しない児童についても、地域での活動に参加できるよう、関係機関、地域社会が連携して取り組みを進めるよう努めます。   |             |             |                               |                               |
| 中学校、高等学校で学ぶ生徒については、学校における部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。   |             |             |                               |                               |
| 放課後等デイサービス事業として、学校通学中の障がいのある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進します。また、放課後等の居場所づくりを行うとともに、内容の充実に向けた検討を行います。 |             |             |                               |                               |
| No  | 事業          | 事業内容        | 平成27年度の実施状況                   | 平成28年度の実施状況                   |
| ①   | 留守家庭児童対策事業  | 小中学生の利用も可能。 | 52施設102人                      | 52施設116人                      |
| ②   | 児童いきいき放課後事業 | 小学生が利用可能    | 293箇所<br>(292校+1分校)<br>2,811人 | 291箇所<br>(290校+1分校)<br>2,942人 |

(5) 教職員等の資質の向上

| ア. 研修の充実   |                         |                                       |  |  |
|--|-------------------------|---------------------------------------|--|--|
| すべての教職員等が、障がいのある人についての認識と理解を深めるとともに人権意識を高め、自立生活の様子や就労現場の見学等を通して進路先の実態把握に努め、障がいのある人の地域での自立と社会参加を果たすため、その人の将来を見通した上で今必要なスキルが何かを見極められる専門的力を身につけられるよう、研修の充実を図ります。また、発達障がい研修支援員を教育センターに配置し、発達障がいに関する研修の充実を図ります。 |                         |                                       |  |  |
| 一人ひとりの幼児・児童・生徒の状況を共通理解し全教職員等で共に指導を進めるため、また、障がいを理由としたいじめや人権侵害の解決を図る取り組みを進めるため、本市教育委員会が作成した「精神障がい者の理解を深めるために」、「人権教育を進めるために」等の啓発冊子を活用して各校園等で実施する研修の充実を図ります。   |                         |                                       |  |  |
| No   | 事業                      | 事業内容                                  | 平成27年度の実施状況  | 平成28年度の実施状況  |
| ①  | 特別支援教育の専門性を高めるための研修会を実施 | 特別支援教育実践講座、特別支援教育コーディネーター研修等          | 14種<br>99回   | 15種<br>138回  |
| ②  | 特別支援教育のためのヒント集等の作成      | 平成22年度末に作成した。活用状況は今後調査する。             | 「わくわくICT タブレット端末入門」の発行配付                               | インクルーシブ教育推進室ライブラリーの設置                                  |
| ③  | 教職員人権教育研修の実施            | すべての教職員の人権意識の向上と実践力の育成をめざした研修を実施している。 | 人権教育連続講座 4<br>学級集団づくり研修 5<br>仲間づくり研修等 5<br>教職員地域研修等 90 | 人権教育連続講座 4<br>学級集団づくり研修 5<br>仲間づくり研修等 3<br>教職員地域研修等 95 |

| イ. 研究活動の活性化   |                         |                              |             |             |
|---|-------------------------|------------------------------|-------------|-------------|
| 教職員一人ひとりが自ら研修に努めるとともに、とりわけ特別支援学校では、特別支援教育のセンターとしての役割を果たすため、発達障がいのある児童、生徒への支援を含めた専門性の向上をめざして研究活動を一層推進するよう努めます。 |                         |                              |             |             |
| No  | 事業                      | 事業内容                         | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 特別支援教育の専門性を高めるための研修会の実施 | 特別支援教育実践講座、特別支援教育コーディネーター研修等 | 14種<br>99回  | 15種<br>138回 |



(6) 就業の促進

ア. 多様な働く機会の確保

障がいの特性や状況に即した多様な就業支援・就業形態が求められています。通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。

職業リハビリテーションセンターを中核として、障がい特性に合わせた多様な職業リハビリテーションの開発を行います。これまでの精神障がい、発達障がいなどの職業リハビリテーション開発に続き、就業支援策の未開発な高次脳機能障がい、難病などさらに積極的な開発を進めます。

企業における障がいのある人の職域の開発を進めるとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っている地域就労支援センターとの連携を図ります。

本市による委託事業において、介護現場での就労をめざす知的障がいのある人に介護職員養成研修を行い、企業就労に必要な知識や技能を取得し就労自立できるように、支援します。

| No | 事業                            | 事業内容                                    | 平成27年度の実施状況                       | 平成28年度の実施状況                 |
|----|-------------------------------|---|-----------------------------------|-----------------------------|
| ①  | 大阪市職業リハビリテーションセンターにおける職業訓練の実施 | 0A実務コース（身体障がい者）                         | 10名<br>期間 1年                      | 10名<br>期間 1年                |
|    |                               | ビジネスパートナーコース（知的障がい者）                    | 13名<br>期間 1年                      | 13名<br>期間 1年                |
|    |                               | ワーキングスキル科（知的障がい者）                       | 20名(前期15名<br>後期5名)<br>期間 1年       | 20名(前期15名<br>後期5名)<br>期間 1年 |
|    |                               | ワークアドバンスト科（精神障がい者）                      | 7名 期間 1年                          | 7名 期間 1年                    |
| ②  | 大阪市職業指導センターにおける知的障がい者の職業訓練    | 定員15名（1学年）期間2年 職業基礎科（1年次）<br>総合流通科（2年次） | 職業基礎科 15名<br>総合流通科 15名            | 職業基礎科 15名<br>総合流通科 15名      |
|    |                               | ③ 障がい者就業・生活支援センター                       | 就職や職場適応などの就業面の支援及び就業に伴う生活上の支援を行う。 | 中央センター・<br>地域センター 6か所       |

イ. 働く場における合理的配慮の推進

就業を可能にするためのアクセシビリティ機器の開発や普及を図ります。また、スムーズな通勤を可能にする交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図ります。

障がい者就業・生活支援センターで実施する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行います。

大阪労働局や大阪府雇用開発協会、大阪障害者職業センターと連携して啓発活動を推進します。

| No | 事業   | 事業内容  | 平成27年度の実施状況                                | 平成28年度の実施状況                                |
|----|--|---|--|--|
| ①  | 補装具、福祉機器普及事業                                 | 心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある障がい者（児）の自立促進及びその介護者の負担軽減を図るため、補装具・福祉機器に関する相談・助言や情報提供、工夫・改良及び普及を促進する。 | 相談・訪問等<br>4,484件<br>講習・研修会<br>44件延べ 1,538人 | 相談・訪問等<br>4,570件<br>講習・研修会<br>40件延べ 1,253人 |
| ②  | 内閣府・大阪府・関西経済4団体等との連携による啓発障がい者の社会参加を支援する企業展示会 | ①展示会開催期間<br>みんなでつくる共生社会パネル展<br>障がい者の社会参加を支援する企業展示会<br>障がい者アート公募展<br>②障がい者と社会をつなぐシンポジウム      | 梅田スカイビルで実施<br>①12月1日～12月10日<br>②12月8日      | 梅田スカイビルで実施<br>①12月1日～12月11日<br>②12月6日      |

ウ. 本市における障がいのある人の職員採用の拡充及び関係団体への働きかけ

本市における職員採用については、市長部局において障がい者雇用の法定雇用率を達成しているところですが、「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、引き続き事務職員採用を基準として、その数の4%を基本（ただし、事務職員の採用状況（採用凍結など）によっては、雇用率などの諸状況を勘案しながら、採用数を決定します。）に推進し、計画的な採用に努めます。

知的障がいのある人の雇用についても、「知的障がい者長期・短期プロジェクト」等の取り組みをさらに進め、本格的な雇用に向けて検討を行います。

精神障がいのある人の雇用については、「障害者雇用促進法」の改正による平成30年度からの雇用義務化を踏まえ、知的障がいのある人を対象とした「長期・短期プロジェクト」などこれまでの取り組みを参考として、就業支援事業と連携しながら、国や他都市等の動向も注視しつつ、検討を行います。

採用時や職場における合理的配慮に留意するとともに、障がい種別に関わりなく、その人の適性を最大限に発揮できるような職域の開発や配置を進めます。

関係団体での雇用促進についても法定雇用率が達成できるよう積極的に働きかけを行います。

| No | 事業                      | 事業内容   | 平成27年度の実施状況   | 平成28年度の実施状況   |
|----|-------------------------|--|---------------|---------------|
| ①  | 障がい者の職員採用の拡充            | ・事務職員、福祉職員だけでなく、司書、薬剤師、社会教育主事補等の分野においても採用実績あり。<br>・点字試験の実施、内部障がい者の受験可、要綱からの自力通勤・自力勤務の要件の削除等を実施した。<br>・平成21年度の採用試験より、点字受験の際に音声パソコンの使用を可としている。 | 採用数<br>事務職員3名 | 採用数<br>事務職員3名 |
| ②  | 「知的障がい者短期受け入れプロジェクト」を実施 | H12年9月から実施   | 1名            | 1名            |
| ③  | 「知的障がい者長期受け入れプロジェクト」を実施 | 福祉局 (事務)で嘱託雇用を実施H14年4月～  | 1名            | 1名            |
|    |                         | (作業)で嘱託雇用を実施H17年5月～  | 1名            | 1名            |
|    |                         | 教育委員会事務局 (図書館作業)で嘱託雇用を実施H15年4月～  | 2名            | 2名            |
|    |                         | 福祉局 (事務)で嘱託雇用を実施H22年4月～  | 1名            | 1名            |

| エ. 本市事業を活用した雇用創出   |               |   |                       |                        |
|--|---------------|---|-----------------------|------------------------|
| 本市事業を活用した雇用創出として、本市発注の一部の庁舎清掃業務委託契約などに、従来の価格評価に加え、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行う総合評価一般競争入札を実施しており、就職困難者の雇用創出を図るべく、平成25年度にこの制度を適用する対象を拡大しました。今後もこの制度を活用し、就職困難者の雇用創出を図っていきます。 |               |   |                       |                        |
| No   | 事業            | 事業内容  | 平成27年度の実施状況           | 平成28年度の実施状況            |
| ①  | 総合評価一般競争入札の実施 | 本市発注の一部の庁舎清掃業務委託契約などに、従来の価格評価に加え、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行う。 | 長期継続 43件<br>単年度契約 10件 | 長期継続契約 38件<br>単年度契約 2件 |

| オ. 大阪市における障がい者福祉施設への支援  |   |   |                      |                      |
|---|---|---|----------------------|----------------------|
| 大阪市における物品購入については、「障害者優先調達推進法」の施行により策定した本市調達方針に基づき、障がい者福祉施設等からの調達の推進に努め、「地方自治法」施行令による随意契約を活用し、同方針に定めた調達目標の達成をめざしていきます。 |   |   |                      |                      |
| 工賃水準の向上や販路・活動場所の確保を促進するため、区役所庁舎等の空きスペースを物品等の販売の場としての提供を促進します。   |   |   |                      |                      |
| 障がい福祉施設等の工賃の増額や製品の認知度向上のため、製品のインターネット上のショッピングモール「大阪ハートフル商店街」を活用し、福祉施設における製品の販売促進を図ります。                                |   |   |                      |                      |
| No  | 事業                                      | 事業内容                                      | 平成27年度の実施状況          | 平成28年度の実施状況          |
| ①   | 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく政策目的達成に向けた随意契約 | 障がい者福祉施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体からの物品購入及び役務の発注 | 全87件中、障がい者施設等との契約49件 | 全93件中、障がい者施設等との契約51件 |

(7) 就業支援のための施策の展開

| ア. 地域の就労支援ネットワークの構築  |                         |  |  |   |
|--|-------------------------|--|--|---|
| ライフステージを通じて切れ目なく就業支援と生活支援の一体的支援を受けられるよう、市内7箇所の障がい者就業・生活支援センターが中心となって地域の自立支援協議会を構成する相談支援事業所や、就労移行支援事業所、特別支援学校、地域の医療機関等との連携を深め、地域就業支援ネットワークを構築します。 |                         |  |  |   |
| No   | 事業                      | 事業内容   | 平成27年度の実施状況  | 平成28年度の実施状況   |
| ①  | 進路指導主事連絡協議会             | 特別支援学校間及び、大阪労働局、職業安定所や大阪障がい者職業センター等の関係機関と情報交換の実施                                   |  | —   |
| ②  | 大阪市地域リハビリテーション協議会       | 大阪市内における障がい児・者に対する一貫したリハビリテーション活動を円滑に推進するため、関係機関・施設との連携を図る                         | ◎評議員会 7月24日開催<br>◎総会 8月18日開催<br>◎関係機関職員研修会 10月26日開催 参加者47名<br>◎特別支援学校等卒後対策専門部会 5月16日・12月12日・3月6日開催<br>◎補装具専門部会 5月13日・7月8日・9月9日・11月11日・1月13日・3月9日開催 | ◎評議員会 7月27日開催<br>◎総会 8月29日開催<br>◎関係機関職員研修会 10月27日開催 参加者33名<br>◎支援学校等卒後対策専門部会 5月12日・12月15日・2月23日開催<br>◎補装具専門部会 5月10日・7月12日・9月13日・11月8日・1月10日・3月14日開催<br>◎拡大補装具専門部会 11月14日開催 参加者26名 |
| ③  | 関係機関との連携を深めるための連絡会議等の実施 | 福祉、教育、労働等 障がい者支援機関との連携による障がい者職業能力開発基盤の形成に向けた連携（「障がい者職業能力開発プロモート事業」は、H25年度から大阪府へ移管） | 随時開催   | 随時開催  |
| ④  | 障がい者の清掃訓練等の場の提供         | クレオ大阪中央において、障がい者等の就業支援の一環として障がい者の清掃訓練等の場を提供している。                                   | 26年度同様、クレオ大阪中央において、障がい者等の就業支援の一環として障がい者の清掃訓練等の場を提供している。  | 平成27年度同様、クレオ大阪中央において、障がい者等の就業支援の一環として障がい者の清掃訓練等の場を提供している。   |

| イ. 「仕事」と「生活」両面での総合的な支援   |                       |                                   |                   |                   |
|--|-----------------------|-----------------------------------|-------------------|-------------------|
| 障がいのある人が安定した職業生活を維持するためには、日常生活、余暇の過ごし方や健康管理での支援など、個々のニーズに応える支援策を充実・強化することが必要です。就業支援とともに障がい福祉サービスの利用がスムーズにつながるよう地域自立支援協議会への就業機関の参画をはじめ、地域の相談支援事業所との連動した就業支援体制の充実に努め、「仕事」と「生活」両面での支援の連携を図ることで就業の継続に向けた支援を強化し、障がいのある人の地域生活を支援していきます。  |                       |                                   |                   |                   |
| 雇用就労の伸展とともに、就業支援、就業継続の課題の多くは基盤となる生活サイドへと移っています。居宅の確保・金銭管理・医療とのつなぎ、権利擁護に関する課題など就業の周囲にある生活のあらゆる分野へのきめ細かな支援が必要です。こうした働く障がいのある人の多様な生活課題に対応した総合的な就業支援体制が急務です。障がい者就業・生活支援センターが軸となり、地域の他の社会資源と繋がり、障がいのある人がその人に合った仕事でその人らしく働き、地域で自立して暮らせるよう就業支援の質を向上させます。また、何度でも再チャレンジができるよう就業支援のシステムを強化します。 |                       |                                   |                   |                   |
| No   | 事業                    | 事業内容                              | 平成27年度の実施状況       | 平成28年度の実施状況       |
| ①  | 大阪市障がい者就業・生活支援センターの設置 | 就職や職場適応などの就業面の支援及び就業に伴う生活上の支援を行う。 | 中央センター・地域センター 6か所 | 中央センター・地域センター 6か所 |

|   |                       |  |  |  |
|---|-----------------------|--|--|--|
| ウ. 精神障がいのある人の就業支援   |                       |  |  |  |
| 精神障がいのある人の就業を促進するため、障がい特性に配慮した職業リハビリテーションの開発を図るとともに多様な場所を訓練の場として、個々の能力や適性に応じた職業訓練を福祉施設に在籍したまま受講できる「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」やジョブコーチ支援など、就業支援策を活用し、就業促進を図り、また、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します。 |                       |  |  |  |
| 就業支援の関係機関や雇用側企業に対して、精神障がいのある人の理解を深めるための啓発・研修に取り組み、就業促進や雇用の安定を図ります。  |                       |  |  |  |
| No  | 事業                    | 事業内容   | 平成27年度の実施状況                                    | 平成28年度の実施状況                                    |
| ①   | 社会復帰相談事業(グループワーク)の実施  | 回復途上の精神障がい者に、集団的な関わりを持たせることにより、社会復帰及び自立の促進を図る。 | 316回<br>延 2,550人                               | 369回<br>延2073人                                 |
| ②   | 大阪市障がい者就業・生活支援センターの運営 | 精神障がい者就業支援コーディネーターを配置                          | 利用登録者数375人<br>(うち新規65人)<br>就職者数38人<br>定着支援112人 | 利用登録者数428人<br>(うち新規53人)<br>就職者数28人<br>定着支援120人 |

|  |              |   |   |   |
|--|--------------|---|---|---|
| エ. 発達障がいのある人の就業支援  |              |   |   |   |
| 発達障がいのある人の就業を促進するため、障がい特性に配慮した職業リハビリテーションの開発を行うとともに、発達障がい者就業支援コーディネーターを配置している障がい者就業・生活支援センターを核として、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関など、社会資源のネットワークを構築して就業支援体制の整備を図ります。 |              |   |   |   |
| 多様な状況にある発達障がいのある人を就業支援につなげるために、発達障がい者支援センターを中心としたインテーク相談から就業支援への移行が円滑に行われる体制を整備し、就業の促進を図ります。   |              |   |   |   |
| No   | 事業           | 事業内容  | 平成27年度の実施状況                                   | 平成28年度の実施状況                                   |
| ①  | 発達障がい者就労支援事業 | 大阪市障がい者就業・生活支援センターに発達障がいに関する知識を有し、就労支援も提供できるコーディネーターを配置 | 利用登録者数277人<br>(うち新規54人)<br>就職者数30人<br>定着支援75人 | 利用登録者数222人<br>(うち新規73人)<br>就職者数33人<br>定着支援87人 |

|   |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| オ. 難病患者の就業支援  |  |  |  |  |
| 難病患者の就業を促進するため、難病相談支援センターや地域の医療・介護・福祉従事者が連携し、就業支援のネットワークを構築する等就業支援体制の整備に向けた検討を行います。 |  |  |  |  |

(8) 福祉施設からの一般就労

|  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| ア. 就労移行支援事業者の確保と支援力の強化   |  |  |  |  |
| 就労移行支援事業については、障がいのある人の一般就労への移行及び定着を進めるうえで特に重要な役割を担っているため、的確な支援が可能となるよう、制度の見直しを国に働きかけ、地域における就労移行支援事業者の確保を図ります。                          |  |  |  |  |
| 「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」等の就業支援策の積極的活用を促すとともに、障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を強化すること等により、障がい特性に配慮し、その適性・希望等に沿った就業支援が実施できるよう、就労移行支援事業者の支援力の強化を図ります。 |  |  |  |  |

|  |                       |                                   |                       |                       |
|--|-----------------------|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| イ. 障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化  |                       |                                   |                       |                       |
| 障がい者就業・生活支援センターが、就労移行支援事業所、ハローワーク、能力開発施設、地域障がい者職業センター、特別支援学校等の教育機関、地域の医療機関等と連携することにより、障がいのある人の就業を支える体制の強化を図ります。  |                       |                                   |                       |                       |
| 地域の社会資源や就業支援機関が円滑に情報・意見交換できるように、地域就労移行支援事業所による連絡会等を主導するとともに、企業、利用者、ハローワーク等関係機関を加えた合同事業所説明会を開催するなど、市内7箇所の障がい者就業・生活支援センターが中心となって就労移行支援事業所等関係機関との連携強化を図ります。 |                       |                                   |                       |                       |
| No   | 事業                    | 事業内容                              | 平成27年度の実施状況           | 平成28年度の実施状況           |
| ①  | 大阪市障がい者就業・生活支援センターの設置 | 就職や職場適応などの就業面の支援及び就業に伴う生活上の支援を行う。 | 中央センター・<br>地域センター 6か所 | 中央センター・<br>地域センター 6か所 |

|   |                           |  |             |             |
|---|---------------------------|--|-------------|-------------|
| ウ. 委託訓練と障がい者職業能力開発プロモート事業の活用  |                           |  |             |             |
| 「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」は、福祉施設から一般就労への大きな足がかりとなる就業支援策であるため、区や地域障がい者就業・生活支援センターなど関係機関を通じて関係者に委託訓練を周知し、利用を働きかけます。 |                           |  |             |             |
| 障がい者就業・生活支援センターでは、委託訓練の受講者募集のほか、委託先機関の開拓や、委託訓練を含めた能力開発訓練を周知し、福祉サービス利用者等の能力開発訓練の受講促進を図ります。                   |                           |  |             |             |
| No  | 事業                        | 事業内容   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 委託訓練と障がい者職業能力開発プロモート事業の活用 | ①委託訓練等にかかる訓練への参加促進<br>②職業訓練説明会への参加促進<br>(「障がい者職業能力開発プロモート事業」は、H25年度から大阪府へ移管) | 随時開催        | 随時開催        |

エ. 就業支援にかかわる支援者の育成

障がいのある人の就業促進にあたっては、サービス事業所等に勤務する就労支援員の育成がとりわけ重要です。支援者の育成及び情報共有の一環として、障がい者就業・生活支援センター主催の就業支援フェスタや各地域主催の就業支援セミナーを実施し、就業支援に携わる職員の意識と能力の向上を支援します。

| No | 事業                      | 事業内容  | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
|----|-------------------------|---|-------------|-------------|
| ①  | 就業支援に携わる職員の意識と能力の向上への支援 | 支援者等を対象としたセミナーの開催<br>（「障がい者職業能力開発プロモート事業」は、H25年度から大阪府へ移管） | 随時開催        | 随時開催        |
| ②  | 就業支援フェスタ                | 関係機関や支援者を対象に就業支援にかかる広報・啓発を行う。                             | 12月1日開催     | 11月25日開催    |

第4章 住みよい環境づくりのために

2 施策の方向性

(1) 生活環境の整備

| ア. ひとにやさしいまちづくりの推進  |                         |  |             |             |
|---|-------------------------|--|-------------|-------------|
| 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき整備を進め、障がい当事者の参加のもとに全市的に「ひとにやさしいまちづくり」を推進します。                 |                         |  |             |             |
| 全ての人が使いやすく利用できるユニバーサルデザインの考え方を踏まえ推進に努めます。   |                         |  |             |             |
| 「障害者差別解消法」の理念に基づき、全ての市民・事業者が積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むという意識の高揚を図るため、さまざまな機会をとらえて啓発を行います。 |                         |  |             |             |
| No  | 事業                      | 事業内容                                   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」   | 「大阪府福祉のまちづくり条例」の内容等をふまえて見直しに向けた検討を行った。 |             |             |
| ②   | 「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰 | 中学・高校生を対象(H7年度～)                       | 応募件数 370件   | 応募件数 286件   |
| ③   | 大阪市内公共施設のバリアフリー情報Web    | 「大阪市ひとにやさしいまちづくり」により整備された公共施設情報を発信する。  | 公開件数 373施設  | 公開件数 373施設  |

| イ. 大阪市建築物の改善   |               |   |   |  |
|--|---------------|---|---|--|
| 大阪市建築物の改善計画に従って、これまで不特定多数の市民が利用する施設について改善してきましたが、その他の大阪市建築物について、住民参加のもとに今後順次整備を図ります。 |               |   |   |  |
| No   | 事業            | 事業内容                                      | 平成27年度の実施状況   | 平成28年度の実施状況  |
| ①  | 公園関係          | ・公園の出入口段差の解消、階段のスロープ化等の整備                 | 累計532公園<br>(H27度は3公園)   | 累計533公園<br>(H28度は1公園)  |
|  |               | ・公園の身体障がい者用トイレの設置(多機能トイレを含む)              | 累計153公園 238棟<br>(H27年度は1棟)  | 累計153公園 238棟<br>(H28年度は0棟)   |
| ②  | 学校関係          | エレベーターの設置                                 | 3校  | 3校   |
| ③  | 投票所用仮設スロープの設置 | 投票所施設内において、選挙人の通行路上の段差部分に段差解消用のスロープを設置する。 | 【市議選】<br>111投票所 175台<br>【住民投票】<br>132投票所 225台<br>【市長選】<br>114投票所 191台<br>【市議補選】<br>8投票所 11台 | 【参議院選】<br>102投票所 188台  |
| ④  | 大阪国際交流センター    | ・身体障がい者用トイレ、誘導ブロック、自動扉、エレベーターの設置          |   | 障がい者の方にも利用しやすいように1階トイレ2か所の和式便器をすべて洋式便器に変更した<br>多目的トイレのおむつ交換台を大型の物に変更 |

| ウ. 民間事業者に対する働きかけ  |   |      |             |             |
|---|---|------|-------------|-------------|
| 都市施設(不特定かつ多数の者の利用に供する建築物及び駐車場)を新たに設置する場合は「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。また、大阪市交通バリアフリー重点整備地区内における開発については、基本構想の考え方に沿った整備を進めるよう啓発してまいります。 |   |      |             |             |
| No  | 事業  | 事業内容 | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 民間事業者に対する事前協議実施状況(建築物)                              |      | 協議件数 653件   | 協議件数 693件   |
| ②   | 「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づく建築物の事前協議の概要をホームページに掲載している。 |      |             |             |
| ③   | 「大阪市ひとにやさしいまちづくり設計の指針(建築物編)」をホームページに掲載している。         |      |             |             |

| エ. 公園、駐車場等の改善  |                    |   |             |             |
|--|--------------------|---|-------------|-------------|
| 公園、駐車場等の整備にあたっては、階段のスロープ化や手すりの設置、車止めの改良、溝蓋の設置、障がいのある人に対応したトイレの整備等「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方に基づき、計画的に改善を図ります。 |                    |   |             |             |
| No   | 事業                 | 事業内容  | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①  | 車いす専用駐車場スペース等の設置指導 | 「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」による特定施設で多数の者の利用に供する平面駐車場を20台以上設ける場合は車いす専用駐車場スペース(幅3.5m以上)、20台未満の場合は車いす優先スペース(幅3.5m以上)を建築物の出入口に最も近い位置に1か所以上設ける等指導している。また、駐車場法による届出が必要な駐車場を設置する場合、当該工事に着手する前に、事前協議を行っている。 | 協議件数 13件    | 協議件数 11件    |

(2) 移動手段の整備

| ア. 移動円滑化の推進   |  |  |             |             |
|---|--|--|-------------|-------------|
| 関係事業者や障がい当事者等と連携して策定した交通バリアフリー基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。 |  |  |             |             |
| No  | 事業                                       | 事業内容   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定地区のバリアフリー化促進に向けた取り組み | 基本構想を策定した25地区において、基本構想に即した特定事業を推進するため、関係機関等との調整を行った。 |             |             |

| イ. 市営交通機関の改善   |                           |   |  |  |
|--|---------------------------|---|--|--|
| 地下鉄駅舎では、ホームから地上（公共通路）までエレベーターで移動できるワンルート確保を全駅で整備済みとなっており、引き続き、乗り換え経路における整備を進めます。さらに、現状のエレベーター経路が長い距離を移動する等の不便な状況にある駅についても、歩道に十分な設置スペースがあるなどの一定条件のもと、エレベーターの設置等経路の改善を図る整備に取り組んでいきます。あわせて多機能トイレの設置を推進するなど、「市営交通バリアフリー化推進指針（平成23年10月策定）」に基づき、バリアフリーについて十分な水準となるよう取り組んでいきます。 |                           |   |  |  |
| 地下鉄車両等に車いすスペースや車内案内表示装置、誘導鈴を整備します。なお、車いすスペースは全車に設置完了しました。また、バス車両においては平成24年度期首に「全車両のノンステップ化」が完了したものの今後の購入車両についても、全車をノンステップバスとします。   |                           |   |  |  |
| バス停留所施設や地下鉄駅舎の整備にあたっては、関係団体等とも検討を行い、障がいのある人をはじめ全てのお客さまに配慮した施設整備を行います。また、点字による路線案内図や駅構内案内図の発行等を行うとともに人的案内等も含め、安全かつ快適な利用を促進します。  |                           |   |  |  |
| ホームからの転落や列車との接触事故防止は重要な課題であると認識しており、可動式ホーム柵については、全ての路線を対象に、導入における課題を整理し、条件の整った路線から整備の検討を行っていきます。その他転落を防止するための対策として、老朽化した点字ブロックの更新やホーム先端部を注意喚起する方策、転落した場合に迅速に対応するための非常停止ボタンの増設などさまざまな効果のある方策を検討していきます。また、ホーム監視員による転落防止対策についても試験的に実施しているところであり、今後効果の検証を行っていきたいと考えています。     |                           |   |  |  |
| No   | 事業                        | 事業内容  | 平成27年度の実施状況                                | 平成28年度の実施状況  |
| ①  | エレベーター・エスカレーター<br>の設置     | ・平成15年2月に策定した市営交通バリアフリー計画に基づき、エレベーターでホームから地上まで移動できるワンルート確保に取組み平成22年に全駅で整備を完了した。<br>H25年度末現在の整備状況 累計<br>全駅数 整備駅数 設置基数<br>エレベーター 133 全駅 328<br>エスカレーター 133 128 363      | 全駅整備完了                                     | 全駅整備完了   |
| ②  | 可動式ホーム柵・ホームドア<br>の設置      | ・可動式ホーム柵設置路線<br>今里筋線、長堀鶴見緑地線 全駅導入済<br>・千日前線<br>車両改造ならびに可動式ホーム柵の設置<br>・御堂筋線<br>心斎橋駅及び天王寺駅への設置<br>・ホームドアの設置(ニュートラム) 全駅導入済   | 全駅完了<br>全駅完了<br>全駅完了                       | 全駅完了<br>・千日前線全駅設置完了<br>・御堂筋線心斎橋駅、天王寺駅に設置完了<br>全駅完了 |
| ③  | 車いす対応トイレの設置               |   | 累計 133駅<br>217か所                           | 累計 133駅<br>217か所                                   |
| ④  | 車いすスペースの設置                | 地下鉄<br>ニュートラム   | 198列車中、198列車(100.0%)<br>21列車中、21列車(100.0%) | 198列車中、198列車(100.0%)<br>20列車中、20列車(100.0%)         |
| ⑤  | 地下鉄・ニュートラム車両案内表示器の設置      |   | 1,348両中、<br>1340両(99.4%)                   | 1,344両中、<br>1344両(100%)                            |
| ⑥  | ノンステップバスの運行               | 「ノンステップバス」平成9年3月から導入を開始、平成13年度からは中型車のノンステップバスも導入開始<br>・中扉～前扉間がフラットでステップがなく乗車口からそのまま床面に乗車できる<br>・地上から床面までの高さが約30cmと従来のバスに比べ約50cm低い<br>・車いすの固定は2か所《小型車、中型車及び一部の大型車は1か所》 | 530両 *86系統                                 | 530両 *86系統   |
| ⑦  | バス停留所の改善                  | ・視覚障がい者施策<br>点字付案内板<br>バスロケーション標識<br>※公共施設型表示器含む<br>・日除け、ベンチの設置<br>日除けテント<br>ベンチ<br>シェルター   | 9基<br>676基<br>821基<br>1,151基<br>341基       | 31か所<br>671基<br>805基<br>1,162基<br>354基             |
| ⑧  | ターミナル施設                   | 車いす対応トイレ  | 2か所  | 2か所  |
| ⑨  | 駅出入口への音声誘導装置設置 (誘導チャイム含む) |   | 121駅461台                                   | 121駅464台   |

| No | 事業         | 事業内容   | 平成27年度の実施状況            | 平成28年度の実施状況            |
|----|------------|--|------------------------|------------------------|
| ⑩  | ガイドブック等の発行 | ・地下鉄・ニュートラム・市バス関係                                    | 120駅358セット             | 地下鉄・ニュートラム全駅長室、全改札窓口   |
|    |            | コミュニケーションボードの設置<br>(地下鉄・ニュートラムの駅長室・改札窓口、バスの車内・営業所)   |                        |                        |
|    |            | 点字のガイドブック発行 H7、H11、H18年発行<br>(系統案内、停留所案内、主要ターミナル乗場図) |                        |                        |
|    |            | ・地下鉄・ニュートラム関係  |                        |                        |
|    |            | 点字構内図  | (触知図) 49駅<br>(音声付) 57面 | (触知図) 49駅<br>(音声付) 57面 |
|    |            | 配布用「点字駅構内案内」冊子                                       | 133駅 67種類              | 108駅 9種類               |

ウ. 民間事業者に対する働きかけ

「バリアフリー法」及び同法に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、民間事業者に対して積極的に働きかけます。

民間鉄道駅の一部において駅員のいない駅があることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、高齢者・障がい者をはじめとしたすべての駅利用者が安全・安心に利用できるよう、国に対して、人員配置について鉄道事業者へ指導するよう要望してまいります。

| No                  | 事業              | 事業内容  | 平成27年度の実施状況  | 平成28年度の実施状況 |
|---------------------|-----------------|---|--|-------------|
| ①                   | 鉄道駅舎エレベーター等設置助成 | エレベーター (累計) 175駅 ※26年度末                         | 平成26年度～27年度<br>JR西日本 加美駅<br>エレベーター2基設置<br>EV177 ES23 昇降2 | 実施なし        |
|                     |                 | エスカレーター (累計) 23基                                |  |             |
|                     |                 | 階段昇降機 (累計) 2基                                   |  |             |
|                     |                 | (参考)1日あたりの平均利用者数3,000人以上の105駅を対象とする。(市営交通機関を除く) | 27年度末現在  | 28年度末現在     |
|                     |                 | ・多機能トイレの整備駅数                                    | 90駅  | 90駅         |
| ・視覚障がい者誘導用ブロックの整備駅数 | 98駅             | 98駅   |  |             |

エ. 歩行空間の改善

バリアフリー重点整備地区内の主要な経路(特定経路)、視覚障がいのある人の利用が多い公共施設等から最寄りのバス停や鉄道駅等公共交通機関までの経路、主要交差点、歩道橋の階段昇降口部等への視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進し、あわせて歩道の設置や拡幅を行います。

交差点での歩車道の段差切り下げについては、先進事例も参考としながら障がいのある人が安全で快適に移動できるよう改善します。

違法駐車、放置自転車対策を徹底し、障がいのある人をはじめ全ての歩行者が安全かつ快適に歩道を利用できるようにします。

| No | 事業                                  | 事業内容   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況  |
|----|-------------------------------------|--|-------------|--|
| ①  | 迷惑駐車防止広報・啓発事業                       | ・都心部駐車場マップの作成とホームページによる情報提供など<br>・駐車問題に関する地域活動への啓発物品の支援など<br>・取締り強化の要請など |             | ・都心部駐車場マップの作成とホームページによる情報提供など<br>・駐車問題に関する地域活動への啓発物品の支援など<br>・取締り強化の要請など |
| ②  | 駐車スペースの有効利用と拡大                      | ・附置義務駐車場条例等による駐車場整備促進  |             | ・附置義務駐車場条例等による駐車場整備促進  |
| ③  | 視覚障がい者誘導用ブロックの設置                    | ・バリアフリー重点整備地区内の主要な経路での設置<br>・その他視覚障がいのある人の利用が多い経路等への設置を実施                | 0.15km      | 0.89km   |
| ④  | 歩道整備、歩道の段差切り下げの改善                   | ・歩道整備<br>・歩道の段差切り下げの改善は、視覚障がい者誘導用ブロックの設置に合わせて実施                          | 1.14km      | 0.55km   |
| ⑤  | 放置自転車対策                             | 自転車駐車場の新設及び増設  | 13箇所        | 14箇所   |
|    |                                     | 自転車駐車場の整備  | 累計 159駅     | 159駅   |
|    |                                     | 自転車駐車場の有料化   | 累計 144駅     | 146駅   |
|    |                                     | 放置禁止区域指定駅  | 累計 143駅     | 145駅   |
|    |                                     | 啓発指導員(サイクルサポーター)の配置  | 64駅         | 57駅  |
|    |                                     | 市民ボランティアによる啓発指導員(サイクルサポーター)制度の継続実施                                       |             |  |
|    | 区役所と連携した市民協働型自転車利用適正化事業「D o!プラン」の実施 | 24区  | 24区         |  |

| オ. 自家用車利用に対する支援  |             |  |             |             |
|--|-------------|--|-------------|-------------|
| 障がいのある人の行動範囲を大幅に広げるものとなる自家用車を活用できるよう、大阪府障がい者等駐車区画利用証制度の普及や車いす利用者用駐車スペースの確保などについて、啓発に努めます。また、市立駐車場における一時駐車料金割引を継続します。 |             |  |             |             |
| No   | 事業          | 事業内容   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①  | 道路割引制度      | ・有料道路障がい者割引制度<br>身体障がい者が自ら運転する自動車及び、重度の身体障がい者・知的障がい者が乗車し、介護者が運転する自動車に対して、5割引を実施  |             |             |
| ②  | 障がい者駐車場割引制度 | 障がい者の積極的な社会参加を支援するため、障がい者手帳（身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳）の交付を受けている者が自ら運転し、または同乗し、その介護者が運転する自動車に対し一時駐車料金の5割引を実施（長居公園地下駐車場に関しては、当日1回300円で利用可）<br>・市立駐車場<br>西横堀・法円坂・十三・新大阪駅南・宮原地下・豊崎・塩草・本町・上汐・新大阪駅南第2駐車場・土佐堀・扇町・大阪駅前・靱・長堀・東長堀・谷町・安土町・長居公園地下・出入橋・新大阪駅北 | 21箇所        | 21箇所        |

| カ. バリアフリー施設の情報発信  |                      |                                       |             |             |
|---|----------------------|---------------------------------------|-------------|-------------|
| 市立病院や図書館などの公共施設や不特定多数の人が利用する民間施設のバリアフリー情報を、ホームページ等を利用し、情報発信機能を充実させます。そして、障がいのある人等の移動の円滑化を図り、社会参加を促進します。 |                      |                                       |             |             |
| No  | 事業                   | 事業内容                                  | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 大阪市内公共施設のバリアフリー情報Web | 「大阪市ひとにやさしいまちづくり」により整備された公共施設情報を発信する。 | 公開件数 373施設  | 公開件数 373施設  |

### (3) 暮らしの場の確保

| ア. 市営住宅の改善等   |                              |               |             |             |
|---|------------------------------|---------------|-------------|-------------|
| 市営住宅の整備にあたっては、今後ともバリアフリー対応の住宅への改善に努めます。   |                              |               |             |             |
| 新築市営住宅の全戸について、「高齢者が居住する住宅の設計にかかわる指針」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき建設を行うとともに、障がいのある人を対象とした住宅の供給に努めます。 |                              |               |             |             |
| 特定目的住宅の障がいのある人の入居枠の確保に努めるとともに、車いす利用者住宅についても可能な限り増設を図ります。  |                              |               |             |             |
| No  | 事業                           | 事業内容          | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 特定(福祉)目的住宅の入居枠の確保            | 合計            | 634戸        | 652戸        |
|   |                              | ・ひとり親         | 225戸        | 225戸        |
|   |                              | ・身体障がい者       | 215戸        | 215戸        |
|   |                              | ・障がい者ケア付      | 3戸          | 5戸          |
|   |                              | ・車いす常用者ケア付    | 3戸          | 5戸          |
|   |                              | ・高齢者          | 160戸        | 160戸        |
|   |                              | ・高齢者ケア付       | 28戸         | 42戸         |
| ②   | 市営住宅                         | 中層住宅のエレベーター設置 | 13棟         | 13棟         |
| ③   | 車いす常用者向け「ハーフメイド方式」による市営住宅を整備 |               | 4戸          | 4戸          |
| ④   | ケア付車いす常用者向けハーフメイド方式による市営住宅   |               | 0戸          | 0戸          |
| ⑤   | ケア付住宅(高齢者ケア付住宅、障がい者ケア付住宅)    |               | 0戸          | 0戸          |

| イ. グループホーム等の設置促進   |                |  |             |                  |
|--|----------------|--|-------------|------------------|
| グループホームは、障がいのある人の地域での自立生活や、施設・病院等からの地域移行を図るために必要な住まいであり、引き続き物件の整備や設備整備のための助成制度を活用し、設置を促進します。   |                |  |             |                  |
| 市営住宅においてグループホームの設置を希望する事業者に対しては、希望事業者と市営住宅とのマッチングを図るとともに、グループホームが使用する市営住宅の建替えを行う際にも事業者の希望と提供可能な住戸との適合化を図ります。                                     |                |  |             |                  |
| 平成27年4月に施行された改正消防法に基づき、グループホームの入居者の安全性の確保に努めます。また、スプリンクラーの設置義務や寄宿舎とみなされること等によって、グループホームの運営継続や新規設置が困難になることなく、今後もグループホームの設置が円滑に進むよう国に対して要望してまいります。 |                |  |             |                  |
| No   | 事業             | 事業内容   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況      |
| ①  | 共同生活援助事業       | 営利活動を目的としない法人が市内で共同生活援助事業所を新規に設置する場合の整備及び設備整備にかかる経費の一部を助成。(34-①参照) | 設置助成 13か所   | 設置助成 16か所        |
|  |                |  | 住宅改造助成 12か所 | 住宅改造助成 14か所      |
|  |                |  | 設備整備助成 16か所 | 設備整備助成 17か所      |
|  |                |  | —           | スプリンクラー設置助成 15か所 |
| ②  | グループホームの市営住宅活用 | 市営住宅の利用を希望する事業者に対し、利用可能な住戸の調整を図る。(34-②参照)                          | 36戸         | 41戸              |



| ウ. 民間住宅の確保  |           |                             |             |             |
|---|-----------|-----------------------------|-------------|-------------|
| 家主と障がいのある人等の入居希望者の双方が抱える不安を解消して、障がいのある人等が円滑に入居できるようサポートするための、大阪府の要領に基づく大阪あんしん賃貸支援事業を活用し、円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう取り組みを進めます。また、賃貸契約による入居を希望しているが、入居が困難な障がいのある人に対し、支援を行うための「居住サポート事業」の活用も図り、入居の確保に努めます。 |           |                             |             |             |
| 長期施設入所、長期入院をしている障がいのある人にとって、地域で住まいを確保することは困難が多いため、地域移行を支援する施策と関連づけて検討を進めます。   |           |                             |             |             |
| No  | 事業        | 事業内容                        | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 住宅入居等支援事業 | 各区相談支援センターによる民間賃貸住宅等の入居契約支援 | 31件         | 28件         |

| エ. 民間住宅のバリアフリー化の促進  |                 |  |             |             |
|---|-----------------|--|-------------|-------------|
| 「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」等を踏まえ、大阪市の融資助成制度を活用して建設する民間共同住宅にバリアフリー化を義務付け、暮らしやすい住宅の供給促進に努めます。                        |                 |  |             |             |
| 民間共同住宅において、障がいのある人などへの配慮が促進されるよう、「障害者差別解消法」の施行を踏まえるとともに、大阪府福祉のまちづくり条例などの動向も注視して、バリアフリー整備対象の小規模化について検討を進めます。 |                 |  |             |             |
| 全ての市民が自らの問題として積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組む機運を盛り上げるため、その必要性を周知するとともに、協力が得られるようさまざまな機会をとらえて啓発を行います。                |                 |  |             |             |
| No  | 事業              | 事業内容                                     | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 重度心身障がい者住宅改修費助成 | 日常生活上の障がいの除去または軽減に直接効果のある改修工事費用の一部を給付する。 | 90件         | 82件         |

| オ. 住宅改造に関する情報提供   |                           |   |                    |                    |
|---|---------------------------|---|--------------------|--------------------|
| 住宅改造相談事業や相談支援事業による住宅の情報提供等の充実を図り、障がいのある一人ひとりに適した住環境が確保されるように努めます。 |                           |   |                    |                    |
| No  | 事業                        | 事業内容  | 平成27年度の実施状況        | 平成28年度の実施状況        |
| ①   | 補装具・福祉機器普及事業における住宅相談事業の実施 | 障がい者の障がい程度に合わせて、住宅の手すりや玄関、水回り等の改造について助言を行う。 | 119件               | 163件               |
| ②   | 各区相談支援センターによる住宅入居等支援事業    | 各区相談支援センターによる民間賃貸住宅等の入居契約支援                 | 24か所<br>(支援件数 31件) | 24か所<br>(支援件数 28件) |

#### (4) 防災・防犯対策の充実

| ア. 防災体制の強化   |   |   |             |             |
|--|---|---|-------------|-------------|
| 障がいのある人等のいわゆる避難行動要支援者を災害から救出、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難させたりすることは、安全で安心して暮らせる地域をつくっていくうえで、極めて重要な課題です。このことから「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取り組みの促進に努めていくとともに、障がいのある人をあらゆる災害から守るため、施設及び住宅の防災体制の強化を図ります。 |   |   |             |             |
| まちづくりにあたっては障がいのある人の災害時の安全確保を考慮したものとします。  |   |   |             |             |
| No   | 事業  | 事業内容                                      | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①  | 社会福祉施設等<br>※平成28年度実績より変更<br>・平成27年度 改正消防法令施行<br>(建物の用途区分が細分化)<br>・平成28年度 上記に伴うシステム<br>改修<br>(障がい者福祉施設のみを計上) | 警防計画樹立対象物                                 | 166施設       | 26施設        |
|  |   | 立入検査                                      | 2,030回      | 842回        |
|  |   | 自衛消防訓練指導                                  | 2,252回      | 651回        |
| ②  | 住宅防火展   | 住宅火災からの被害を軽減することを目的に、住宅用防災機器等の普及啓発を行っている。 |             |             |

|   |  |
|---|--|
| イ. 災害時・緊急時の対応策の充実   |  |
| 災害の被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携が必要です。そのため、地域における防災訓練等へ障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取り組みを支援します。   |  |
| 大きな災害が発生した直後などは、行政の支援が間に合わないことなどから、地域の支え合いが重要であり、日頃からの隣近所のコミュニケーションを図ることも必要です。そのためにも、さまざまな啓発等により、障がいのある人等に対する理解を深めます。   |  |
| 災害時・緊急時の避難誘導及び通報体制・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保します。  |  |
| 個人情報の保護に留意し支援を要する障がいのある人の名簿の作成や避難支援プラン（個別計画）の作成を通じて状況や支援内容を日常的に把握し、さまざまな障がいの特性について理解を深め、障がい特性に配慮しながら、障がいのある人に対して避難訓練等への参加を働きかけ、地域における救出、救護の充実を図ります。   |  |
| 安否確認の体制や社会福祉法人・NPO等と連携した福祉サービス・福祉用具・医療の確保、心のケアのあり方などについて検討を進めます。  |  |
| 「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者への情報伝達体制の整備や、医療的ニーズや緊急入所等への対応等、避難された避難行動要支援者の状況に応じて必要な医療・保健・福祉サービスを提供するための体制整備を図るとともに、避難所等において必要な在宅福祉サービス等が引き続き提供できるよう、また、必要な配慮がなされるよう障がいのある人の意見を反映し、避難所運営マニュアルの整備を進めるとともに関係機関との協力体制の構築を図ります。 |  |
| 障がいのある人等で、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に受け入れを行う福祉避難所について、社会福祉施設等の関係団体との調整を進め、その確保に努めます。また、地域の防災訓練等において、福祉避難所などの開設訓練の実施を進めていき、福祉避難所運営の実効性の向上を図っていきます。   |  |
| 障がいのある人だけでなく、高齢者・児童といった災害弱者といわれる人たちの福祉避難所への移動方法等の対応や受け入れ機能の整備、及び避難行動要支援者の名簿の活用等について、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき取り組みを進めます。   |  |

| No | 事業   | 事業内容  | 平成27年度の実施状況                              | 平成28年度の実施状況                              |
|----|--|---|--|--|
| ①  | 防火訪問等による実態の把握                                  | 各消防署の管轄区域内の防火訪問等により実態を把握し、警防活動情報として活用   |  |  |
| ②  | 女性防火クラブ  | 障がい者や高齢者等の災害時要援護者を火災から守る体制づくりを目標の1つとした「女性防火クラブ」がH3年度に各消防署単位に結成され活動を続けている。                             |  |  |
| ③  | 社会福祉施設等に対して、自衛消防訓練指導を通じて、障がい者等の避難誘導要領等を指導      |   |  |  |
| ④  | 社会福祉施設等に対する警防調査の実施及び警防計画の策定を行っている。             |   |  |  |
| ⑤  | 避難誘導システム設置施設（新設）                               |   | 2施設                                      | 1施設                                      |
| ⑥  | 動態管理による最適出場消防隊編成や災害弱者情報等の効果的活用を目指す、消防情報システムの運用 |   |  |  |
| ⑦  | 地域防災リーダー                                       | 地域防災活動の中核を担う地域防災リーダーを対象に、従来からの技術訓練、防災学習に加え、災害特性に応じた研修や訓練を実施している。                                      |  |  |
| ⑧  | 災害時要援護者避難支援計画の策定                               | 災害時に要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、災害時要援護者の避難支援対策の基本的な考え方や進め方を定めた「大阪市災害時要援護者避難支援計画」を平成21年度に策定し、具体的な取組みを進めている。 | 大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）に基づき要支援者に係る取組みを実施 | 大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）に基づき要支援者に係る取組みを実施 |

|  |  |
|--|--|
| ウ. 防犯体制の強化   |  |
| 障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた防犯活動の支援や犯罪被害防止のための広報・啓発、防犯活動を進めます。                       |  |
| 近隣での日々の見守りや声かけができるような、地域づくりを支援します。   |  |
| 障がいのある人に対する悪質商法による消費者被害を防止するため、悪質商法の手口や防止方法を紹介する講座の開催など、障がいのある人に対し、地域の実情や障がいの状況に応じた形で啓発や情報提供を行います。 |  |

| No | 事業                 | 事業内容  | 平成27年度の実施状況          | 平成28年度の実施状況   |
|----|--------------------|---|----------------------|---|
| ①  | 消費者センター 地域講座・見学講座  | 地域に無料で講師を派遣して、悪質商法の被害の実例をあげて、訪問勧誘の撃退法やクーリング・オフの書面作成など実践的な研修を行う地域講座・見学講座を実施している。 | 開催数97回<br>参加人数5,327人 | ・地域講座・見学講座<br>開催数73回<br>参加人数4,714人                              |
| ②  | 地域の見守りネットワーク活動促進事業 | 地域において、消費者被害防止のための見守り活動が行われるよう、見守りに必要な知識等を習得できる見守り講座・ファミリー講座を実施する。              | 開催数48回<br>参加人数1,840人 | ・見守り講座<br>開催数48回<br>参加人数1,398人<br>・ファミリー講座<br>開催数2回<br>参加人数116人 |

第5章 地域で安心して暮らすために

2 施策の方向性

(1) 総合的な保健、医療施策の充実

| ア. 障がいのある人の健康管理の推進  |  |  |                      |                      |
|---|--|--|----------------------|----------------------|
| 障がいのある人にとって二次的機能障がいとは生活上の困難の大きな原因の一つとなっており、二次的機能障がい予防のための健康診査事業を充実、啓発に努め健康管理の推進に努めます。 |  |  |                      |                      |
| No  | 事業   | 事業内容   | 平成27年度の実施状況          | 平成28年度の実施状況          |
| ①   | 市民病院では、医師の養成・教育・研究機関でもある市大病院とも連携を図りその成果を臨床面で生かしながら、特に総合医療センターにおいても各診療科間の連携による集学的医療を実施。他の市民病院や地域医療機関との役割分担・連携を図る。 |  |                      |                      |
| ②   | 心身障がい者リハビリテーションセンターでの医学相談  | 専門医師による総合医療相談（からだの相談クリニック）を実施。   | 相談件数<br>0件           | 相談件数<br>0件           |
| ③   | 健康診査事業（心身障がい者リハビリテーションセンター）  | 在宅の障がい者に対して、病気の早期発見及び二次障がいの予防を行うため、健康診査事業を実施（H13年2月～）  | 548                  | 575                  |
| ④   | 自立支援医療給付（更生医療給付）   | 障がい者が日常生活の改善や機能の改善を目的として受ける医療の費用の一部を助成する。  | 5,293件<br>（給付決定のべ件数） | 5,743件<br>（給付決定のべ件数） |
| ⑤   | 自立支援医療給付（精神医療給付）   | 自立支援医療（精神通院医療）を公費負担することにより、精神障がい者の負担を軽減するとともに社会復帰を促進する。                                      | 54,446件              | 57,479件              |
| ⑥   | 自立支援医療給付（育成医療給付）   | 身体障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童が、手術等の治療を受けることにより、その障がい軽減される場合、指定の医療機関で受ける医療費の一部を公費負担 | 478人                 | 483人                 |
| ⑦   | 重度障がい者医療費助成  | 【医療分】  | 18,733人<br>497,449件  | 18,623人<br>497,617件  |
|   |  | 【重度障がい者訪問看護利用料助成】<br>医療保険の自己負担額から総医療費の1割を控除した額を助成(平成14年10月～)                                 | 4,088件               | 4,697件               |

| イ. 受診機会の保障   |   |   |                                   |   |
|--|---|---|-----------------------------------|---|
| 大阪府で実施している「大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業」とも連携しながら、身近な地域で障がいのある人が適切な医療を受けられる仕組みづくりについて検討します。  |   |   |                                   |   |
| 医療機関受診に際して支援や配慮が必要な障がいのある人が安心して適切に治療や相談を受けることができるよう、医療機関に対する啓発を行います。   |   |   |                                   |   |
| 配慮や支援を要する障がいのある人が入院した場合の介護ニーズについて、十分な対応が可能となるよう、国に対して制度整備を働きかけていきます。   |   |   |                                   |   |
| 市民病院では、障がいのある人が必要かつ適切な医療を受けられるよう、医療従事者に対して知識と理解を深める啓発や手話講習会をはじめとする研修を進めるとともに、平成23年4月に患者サービスに関する業務を一元化する「患者支援センター」を設置し、療養環境の改善や各種相談業務の充実・強化を進めています。 |   |   |                                   |   |
| 障がいのある人の歯科診療については、一般歯科医院での治療が困難な方が容易に受診できるよう歯科診療事業や医療機関の情報提供の充実に努めます。  |   |   |                                   |   |
| 障がいのある人が安心して適切な医療を受けられるよう、今後も継続的に取り組むとともに、医療費助成の充実について他都市の事例を研究します。また医療費助成制度が、国の制度として統一した基準を設けて実施されるとともに、対象範囲も拡大されるよう、今後とも国等に働きかけます。               |   |   |                                   |   |
| コミュニケーションの支援が必要な障がい者が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が可能となるよう支援を行います。  |   |   |                                   |   |
| 重症心身障がい児（者）が、急病時に、円滑に適切な医療を受けられるよう、専門的な知識等を有するコーディネーターを配置し、連携する医療機関の確保、受入れの調整を図るなど、医療体制の構築を進めます。   |   |   |                                   |   |
| No   | 事業  | 事業内容  | 平成27年度の実施状況                       | 平成28年度の実施状況   |
| ①  | 聴覚障がい者の手話通訳による受診の保障   | 総合医療センターにおける手話通訳者の配置及び市民公開講座等各種講演会での手話通訳の導入   | 手話通訳者1名配置。<br>各種講演会での手話通訳の導入回数 4回 | 手話通訳者常時1名配置。<br>各種講演会での手話通訳の導入回数 5回   |
| ②  | エイズ患者に対して、公費申請（新規・継続）の手続きの支援                                  | ケースワーカーの配置（総合医療センター）  | 2名                                | 2名  |
| ③  | 市民病院の整備   | 平成25年度までの整備状況<br>ひとにやさしいまちづくり整備計画に基づき、<br><br>アプローチ、玄関、廊下、階段、居室、身体障がい者用トイレ（35か所）、駐車場（8か所）、エレベーター（18か所）、エスカレーター、スロープ、点字・誘導ブロック、洗面・トイレ付病室等の整備、手すり | —                                 | 平成28年度までの整備状況<br>アプローチ、玄関、廊下、階段、居室、身体障がい者トイレ（34か所）、駐車場（8か所）、エレベーター（18か所）、エスカレーター、スロープ、点字・誘導ブロック、洗面・トイレ付病室等の整備、手すり |
| ④  | 病院職員に対する手話講習会   | 初級コース(12日間) 中級コース(10日間)   | 受講者 10名                           | 受講者数 10名  |
| ⑤  | 聴覚障がい者専用ファクシミリ(総合医療センター、十三・住吉市民病院)・公衆ファクシミリ(総合医療センター)を設置している。 |   |                                   |   |

(2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実

| ア. 地域におけるリハビリテーション・医療の充実   |                |
|--|----------------|
| 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、ALSや重度重複障がい、高次脳機能障がいなど、さまざまな障がい種別への支援に対応していけるよう、心身障がい者リハビリテーションセンター等のリハビリテーション機能を有する施設、さらには医療機関・関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めます。 |                |
| 心身障がい者リハビリテーションセンターは、地域においてリハビリテーション機能を有する関係諸機関と緊密に連携し、基幹施設として地域に即したコーディネート機能等のより一層の充実を図ります。   |                |
| 舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターでは、利用者を対象にスポーツを通したリハビリテーション等を支援する相談事業を行います。   |                |
| No   | 事業             |
| ①  | リハビリテーション医療の充実 |

| 事業内容 | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況   |
|------|-------------|---------------|
|      | 101②・③参照    | 第5章2(1)7②・③参照 |

| イ. 中途障がいのある人等の地域リハビリテーションの充実  |                                 |                    |                    |           |
|---|---------------------------------|--------------------|--------------------|-----------|
| 中途障がいのある人への支援として、医療・保健・福祉機関や当事者団体等と連携をとり、早期に、短期・集中的な訓練と心理的な支援、さらにはその後につながる職場復帰や社会復帰に向けた自立生活訓練ができるような支援体制の整備に努めます。 |                                 |                    |                    |           |
| No  | 事業                              |                    |                    |           |
| ①   | 心身障がい者リハビリテーションセンターにおける通所訓練事業   | 肢体                 | 在籍数延 650人          | 在籍数延 654人 |
|   |                                 | 理学療法訓練             | 5,364件             | 5,413件    |
|   |                                 | 作業療法               | 631件               | 782件      |
|   |                                 | 総合指導               | 408件               | 374件      |
|   |                                 | 言語                 | 在籍数延 353人          | 在籍数延 344人 |
|   |                                 | 言語訓練               | 1,305件             | 1,522件    |
| ②   | 心身障がい者リハビリテーションセンターにおける理学療法外来指導 | 総合指導               | 70件                | 96件       |
|   |                                 | 年間実人員48人<br>延人員84人 | 年間実人員31人<br>延人員77人 |           |

| ウ. リハビリテーション医療体制の整備                                       |                           |   |          |        |         |
|---|---------------------------|---|----------|--------|---------|
| 市民病院においては、急性期のリハビリテーションを中心として、早期の社会復帰に向けて、同部門の機能の充実に努めます。 |                           |   |          |        |         |
| No  | 事業                        |   |          |        |         |
| ①   | 治療開始後早期のリハビリテーション実施（延べ人数） | 心大血管疾患リハビリテーション早期加算   | 総合医療センター | 3,407人 | 4,802人  |
|   |                           | 脳血管疾患等リハビリテーション早期加算<br>※H28改定により「廃用症候群リハ」が独立した点数となったため減少。<br>なお、「廃用症候群リハ」は203人。 | 総合医療センター | 7,867人 | 6,822人  |
|   |                           |   | 十三市民病院   | 246人   | 34人     |
|   |                           | 運動器リハビリテーション早期加算  | 総合医療センター | 9,835人 | 10,520人 |
|   |                           |   | 十三市民病院   | 3,776人 | 4,120人  |
|   |                           | 呼吸器リハビリテーション早期加算  | 総合医療センター | 3,407人 | 5,684人  |
| 十三市民病院  | 447人                      |   | 478人     |        |         |

| エ. 地域における医療連携体制の構築  |                     |   |            |                                  |            |
|---|---------------------|---|------------|----------------------------------|------------|
| 急性期の医療機関と回復期や維持期における医療機関が共通の診療計画表に従って治療を行うことにより、質の高い医療を切れ目なく提供するための地域連携クリティカルパスの普及・啓発を図り、医療機関の連携を促進します。 |                     |   |            |                                  |            |
| No  | 事業                  |   |            |                                  |            |
| ①   | 地域保健医療計画推進事業        | 大阪府保健医療計画では、脳卒中等について、地域連携クリティカルパスの普及を図り、医療機関相互の連携を促進することを主要目標としている。 | 平成27年度45病院 | 平成28年度44病院                       |            |
|   |                     | 地域連携診療計画管理料の算定（延人数）   | 大腿骨頸部骨折    | 総合医療センター<br>32人<br>十三市民病院<br>29人 | 36人<br>43人 |
| ②   | 地域連携診療計画管理料の算定（延人数） | 脳卒中   | 総合医療センター   | 19人                              | 35人        |

| オ. 医療的ケアの体制整備  |  |
|--|--|
| 医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域での生活を支えるため、医療、保健、福祉の関係機関が連携した支援体制の構築が必要です。「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行により、一定の研修を受けた介護福祉士や介護職員等によるたんの吸引等の実施が可能になったことも踏まえ、福祉サービス事業所に対し、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等を実施することにより、サービス提供基盤の充実に努めます。特にショートステイのニーズが高いため、医療機関と連携して医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実に努めます。また、各福祉サービスにおいて、医療的ケアに十分対応できる報酬単価となるよう国に要望していきます。 |  |

(3) 療育支援体制の整備

ア. 療育支援体制の充実

| <p>大阪市こども相談センター、心身障がい者リハビリテーションセンターや区保健福祉センターが関係機関等と連携し、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努めるほか、家族に対して子育て全般をも含めた日常生活場面及び発達援助への助言を行うなどの、療育支援体制の強化に努めます。</p> |                                |  |                 |                 |
|--|--------------------------------|--|-----------------|-----------------|
| <p>障がいのある児童については、できる限り早期に療育支援を行うことが重要とされていることから、乳幼児健康診査や4・5歳児発達障がい相談等によって障がい疑われた児童への早期療育支援体制の充実に努めます。</p>                                      |                                |  |                 |                 |
| <p>発達障がいのある児童の支援については、専門療育機関を設置し、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別的・専門的療育を親子通園により実施します。</p>   |                                |  |                 |                 |
| <p>保護者も含めた家族を支援する観点にたち、地域で安心して子育てを行っていただけるよう、子育てに関する自信の回復や不安を軽減し、親子関係の安定化を図ることにより、こどもの自尊感情を育み、自立に向けた取り組みができるよう支援します。</p>                       |                                |  |                 |                 |
| No   | 事業                             | 事業内容   | 平成27年度の実施状況     | 平成28年度の実施状況     |
| ①  | 自立支援医療（育成医療）                   | 身体障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童が、手術等の治療を受けることにより、その障がい軽減される場合、指定の医療機関で受ける医療費の一部を公費負担           | 478人            | 483人            |
| ②  | 結核児童療育給付                       | 結核療養は、非常に長期にわたり、医療費の負担も高額となることから、心身の発達途上にある児童に対し、入院療養に併せて学習用品等の支給を行う                                   | 0人              | 0人              |
| ③  | 小児慢性特定疾病医療費                    | 小児慢性特定疾病は、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することとなるため、その医療の確立と普及を図り、あわせて患者家族の医療費の負担軽減を図る。 | 2,394人          | 2,439人          |
| ④  | 精密検査事業・子育て支援室送致事業              | 区保健福祉センターから（地域活動担当・子育て支援室）の依頼件数  | 730件            | 647件            |
| ⑤  | 1歳6か月時健康診査後精密検査事後指導            | こども相談センターでは、5年度に1歳6か月健診の精密検査事業を開始し、おおむね2歳児を対象とした親子通所訓練を実施  | 9人              | 5人              |
| ⑥  | 心身障がい者リハビリテーションセンターの療育相談       | 新規   | 115             | 190             |
|  |                                | 再診   | 296             | 316             |
|  |                                | P T 訓練   | 84              | 77              |
|  |                                | その他  | 721             | 1706            |
| ⑦  | 心身障がい者リハビリテーションセンターの発達相談（一次診断） |  | 男82人<br>女28人    | 男18人<br>女25人    |
| ⑧  | 発達障がい児専門療育                     | 自閉症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する専門的・個別的な療育、保護者研修等の親支援を実施               | 6か所設置<br>定員280人 | 6か所設置<br>定員280人 |
| ⑨  | 知的障がい児母子訓練事業                   | 在宅の知的障がい児への身辺自立及び社会適応訓練等並びに保護者への養育知識の指導及び心理的援助   | 7グループ 68人       | 0グループ           |

イ. 連携の強化

| <p>障がいのある児童の早期療育体制から早期治療・療育に結びつけていくため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の有機的な連携体制の確立を図るとともに、諸機関の間で中断されることなく連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じた種々の対応が円滑に行われるよう努めます。</p> |   |   |  |   |
|---|---|---|--|---|
| No  | 事業  | 事業内容  | 平成27年度の実施状況  | 平成28年度の実施状況                                       |
| ①   | 総合医療センターにおいて小児の高度専門医療や周産期医療をはじめ、診療科間の連携による集学的医療を実施するとともに、地域医療機関との連携を図る。   |   |  |   |
| ②   | 心身障がい者リハビリテーションセンターにおいては、こども相談センターとの連携により障がい児の相談・指導・診断・評価を行うとともに、大阪市更生療育センターにおいて、福祉型児童発達支援センター及び地域療育等支援事業により、障がい児の早期療育、家庭指導を行っている。        |   | 更生部<br>延利用者19,963人<br>福祉型児童発達支援センター<br>延利用者4,984人<br>医療型児童発達支援センター<br>延利用者2,143人 | 更生部<br>延利用者18,742人<br>福祉型児童発達支援センター<br>延利用者8,518人 |
| ③   | こども相談センターにおいては、保健福祉センターの1歳半健診や3歳児健診、4・5歳児発達障がい相談健診事業後の精密検査や子育て支援室、児童福祉施設、教育、リハビリテーションセンター、医療などの関係機関との連携を通じて相談に対応、早期の療育資源を紹介、また家族支援を図っている。 |   |  |   |
| ④   | 発達障がい者支援センター連絡協議会   | 発達障がい者の状況に関する情報を共有し、発達障がい者への総合的なサービス提供、必要な支援に関する検討をおこなうため、保健、医療、保育、教育、福祉、労働等の各分野の支援者が連携を図る。 | 2回   | 3回  |

(4) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

| ア. 地域精神保健福祉相談体制の充実   |                      |   |                           |                           |
|--|----------------------|---|---------------------------|---------------------------|
| 地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）などが連携を強化するとともに、精神障がい者の複合的課題に対応しているよう専門機関であるこころの健康センターが、複雑困難事例に対する助言・指導などの技術的支援を行います。 |                      |   |                           |                           |
| 精神保健福祉の相談機関では精神障がいのある人の相談だけでなく広く市民に対し、精神疾患の一次予防（疾病そのものの予防）、二次予防（早期治療に加えて症状の悪化や再発を防止）の視点に立って、幅広くこころの健康づくりの推進を図ります。                      |                      |   |                           |                           |
| No   | 事業                   | 事業内容  | 平成27年度の実施状況               | 平成28年度の実施状況               |
| ①  |                      | 精神障がい者については、各区において地域支援システムの各会議に参加したり、必要に応じて各機関との連携を行っている。 | 177回                      | 136回                      |
| ②  | 一般精神保健福祉相談事業         | 医師による精神保健福祉相談を実施し、市民の精神的健康の保持増進を図る。                       | 713回 延1,716人              | 706回 延1,879人              |
| ③  | 社会復帰相談指導事業           | 回復途上にある精神障がい者の社会適応を図るため、社会復帰に関する相談指導を行う。                  | 316回 延 2,550人             | 369回 延 2,073人             |
| ④  | 精神保健福祉相談             | 保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談を行う。                 | 実人数 4,826人<br>延人数 38,835人 | 実人数 4,932人<br>延人数 40,560人 |
| ⑤  | 精神保健福祉訪問指導           | 保健福祉センターの精神保健福祉相談員等により、訪問による精神保健福祉に関する相談指導を行う。            | 実人数 1,465人<br>延人数 4,133人  | 実人数 1,618人<br>延人数 4,418人  |
| ⑥  | こころの健康センターこころの悩み電話相談 | 専門的な知識や資格を持つ職員が精神保健に関する電話相談を行う。                           | 2,274件                    | 2,424件                    |
| ⑦  | 精神障がい者24時間医療相談事業     | 精神障がい者及び家族等からの様々な緊急的な相談に対して、精神保健福祉士等の専門相談員が対応する。          | 22,481件                   | 18,124件                   |

| イ. 地域精神医療体制の整備  |             |                  |             |             |
|---|-------------|------------------|-------------|-------------|
| 精神障がいのある人が安心して地域で生活するためには、身近なところで適切な医療サービスを受けられることが必要です。地域精神科医療体制の整備にあたっては、「大阪府保健医療計画」及び「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」との整合性を図りながら進めていくことが重要です。特に、精神科救急医療体制については、引き続き、大阪府、堺市、関係機関と連携しながら、充実を図るとともに、精神科病床を有する総合病院等と連携しながら身体合併症の治療体制の確保に努めます。また、市民が身近なところで医療サービスを受けることのできるよう一般病院とも連携を進め、その方策を検討します。 |             |                  |             |             |
| No  | 事業          | 事業内容             | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①   | 精神科救急医療体制整備 | 救急入院用病床確保（府市堺）   | 3,071       | 3,031       |
|   |             | 外来受診件数（府市堺）      | 334         | 254         |
|   |             | 入院件数（府市堺）        | 1,425       | 1,339       |
|   |             | 身体合併症受け入れ件数（府市堺） | 611         | 528         |

(5) 難病患者への支援

| ア. 医療制度の充実   |                         |  |             |             |
|--|-------------------------|--|-------------|-------------|
| 難病に係る医療その他難病に関する施策の推進のための法律が制定され、医療費の助成対象となる疾患が拡大されたところであり、保健・医療・福祉にわたる総合的な難病対策の充実に努めるとともに、引き続き患者の負担軽減について、国に対しても働きかけます。 |                         |  |             |             |
| No   | 事業                      | 事業内容   | 平成27年度の実施状況 | 平成28年度の実施状況 |
| ①  | 全国衛生部長会議<br>大都市衛生主管局長会議 | 左記の会議において、市民・患者の立場に立った総合的な難病施策の充実を盛り込んだ国への要望書により訴えてきた。 | 厚生労働省       | 厚生労働省       |

| イ. 保健事業の充実   |                  |   |   |  |
|--|------------------|---|---|--|
| 難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象にした専門医、保健師等による医療、保健、栄養、福祉に関する療養相談会や、患者・家族が療養生活を送る中で生じる問題等について、情報交換を進めるための交流会事業、小児慢性特定疾病児の保護者が同じ立場で相談を行える小児慢性特定疾病児ピアカウンセリング事業などに患者・家族がより一層参加や相談がしやすいものとする等、各種保健事業についてさらなる充実を図ります。 |                  |   |   |  |
| No   | 事業               | 事業内容  | 平成27年度の実施状況   | 平成28年度の実施状況  |
| ①  | 難病患者療養相談事業       | 患者とその家族が抱える日常生活上の悩みについて保健師等による個別の相談指導を行うことにより療養生活の不安軽減を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な患者に対する適切な援助を行い、療養生活の安定、QOLの向上を図っている。                    | 延面接数 5,953人   | 延面接数 5,516人  |
|  |                  |   | 延訪問数 885人   | 延訪問数 922人  |
|  |                  | 患者及びその家族に対して、同じ病気を持つ者同士を一堂に会し、相談に応ずることにより、適切な治療、保健、栄養に関する指導・助言並びに患者・家族の交流等を行う。患者・家族交流会は、平成15年度各区から保健所に集約し、療養相談会と同時実施。             | 療養相談会 434人  | 療養相談会参加者総数 428人  |
| ②  | 小児慢性特定疾病児等療養相談事業 | 小児慢性特定疾病児及び家族に対し、子どもの健全育成の推進と、日常生活上生じる問題や障がいの軽減を図る。また、長期にわたり療養を必要とする児童及びその養育者に対し、療養相談会にてピアカウンセラーによる助言・相談等を行うことにより、精神的な負担軽減を図っている。 | 延面接数 1,170人<br>延訪問数 349人<br>療養相談会 130人<br>ピアカウンセリング相談件数 37人 | 延面接数 1,068人<br>延訪問数 329人<br>療養相談会参加者総数 141人<br>ピアカウンセリング相談件数 29人 |